

政務活動費對象事業実績報告書

報告日* 平成29年4月1日

報告者*

奥野詠子

整理番号	6	事業概要	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費	・05_会議費 ・10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	4月分	(3/21)			
	事務所費		51,500 円/月の内			
	議員事務所		25,750 円/月			
	詠桜会（後援会）		25,750 円/月			
	駐車場		7,000 円/月の内			
	議員事務所		3,500 円/月			
	詠桜会（後援会）		3,500 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	4月分	/	
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	4月分	/	
合計	合計	29,250				

《領

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類		支店番号	処理番号	日付
お振込		1369674	29-03-18	
銀行番号	預金店番号	科 目・印座番号		販賣店番号
0114				
通 勘 改 収		通 勘 改 収		
万 円	五 千 円	百 十 元	千 円	五 百 十 元
500	10	10	10	10
時 刻	ご利用手数料 (消費税を含む)		お 取 引 金 额	
11:04	¥540 円		¥54,000 円	
お つ り		お 取 引 後 の 残 高		
現 金 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中				
手数料のうち 振込手数料 ¥452				
お振込日：03月21日 000240				
北隆銀行				
[REDACTED]				
[REDACTED]				
[REDACTED] 様				
オケノ エイコ 様				
電話番号 076-492-2828				

里すること。)

 北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

裏面をあわせて二層くだけい。

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 29 年 4 月 18 日
決裁 平成 29 年 4 月 21 日
処理 平成 29 年 4 月 24 日

事務所賃貸料分担契約書

奥野詠子後援会「詠桜会」(以下、「甲」という。)と富山県議会議員奥野詠子(以下、「乙」という。)とは、事務所(富山市大町282)の賃貸料について、次の条項により契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲と乙は、賃貸人[REDACTED](以下、「丙」という。)からの賃貸物件は、これを共同使用するものとする。

(用途)

第2条 前条の建物を、詠桜会事務所と富山県議会議員奥野詠子事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 使用賃貸の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。
期間満了時は、甲乙から申し出がなければ自動更新するものとする。

(賃貸料の額)

第4条 賃貸料は51,500円とする。

(賃貸料の条件)

第5条 乙は甲に対し、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、甲は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第6条 この契約により生ずる権利を譲渡、又は目的物件を転貸してはならない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者押印の上、各自一通を保管するものとする。

平成26年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地[REDACTED]

詠桜会 会長 [REDACTED]

乙 富山県富山市今泉30番地[REDACTED]

富山県議会議員 奥野詠子 [REDACTED]

駐車場賃貸料分担契約書

奥野詠子後援会「詠桜会」(以下、「甲」という。)と富山県議会議員奥野詠子(以下、「乙」という。)とは、駐車場の賃貸料について、次の条項により契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲と乙は、賃貸人 [REDACTED] (以下、「丙」という。)からの賃貸物件は、これを共同使用するものとする。

(用途)

第2条 前条の駐車場を、詠桜会事務所と富山県議会議員奥野詠子事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 使用賃貸の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。
期間満了時は、甲乙から申し出がなければ自動更新するものとする。

(賃貸料の額)

第4条 賃貸料は7,000円とする。

(賃貸料の条件)

第5条 乙は甲に対し、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、甲は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第6条 この契約により生ずる権利を譲渡、又は目的物件を転貸してはならない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者押印の上、各自一通を保管するものとする。

平成26年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地1

詠桜会 会長 [REDACTED]

乙 富山県富山市今泉30番地1

富山県議会議員 奥野詠子 [REDACTED]

賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] と借主 銀野 誠子、この契約書により当初に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。

頭書1 目的物件の表示

建 物	名 称	吉田ビル1階B室		
	所 在 地	富山市大町282番地9		
	構 造	鉄筋造陸屋根3階建の1階部分	新築年月	昭和49年8月
	種 類	事務所	床 面 積	30.8m ²

頭書2 契約期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで(2年間)

頭書3 賃料等

賃 料 等 支 払 条 件	月額	賃 料	51,500円	支 払 方 法	■振込 振込手数料は借主負担とする
		共 益 費			
		駐 車 料		支 払 期 限	翌月分を当月末日まで支払う
		町 内 会 費		延滞損害金	年14.6%
		南富山商盛会費用	2,500円	金融 機 関	[REDACTED]
		月 額 合 計	54,000円	店 名	[REDACTED]
契 約 一 時 金	敷 金	100,000円	預 金 種 別	[REDACTED]	
	礼 金	なし	口 座 番 号	[REDACTED]	
			口 座 名 義	[REDACTED]	
				[REDACTED]	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書1に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、事務所を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書2に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を自動更新又は更新契約することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書3の記載のとおり、賃料を甲に支払わなければならない。

1 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料に変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・水道使用料・清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載のとおり甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 入居月の賃料に関して、1カ月に満たない期間の共益費は、1カ月を30日として日割り計算した額とし、退去時は月割りとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書3に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額

を差し引くものとする。

2 本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しない場合はならない。

3 また、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。

五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。

二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

一 料の表替え、料の取替え。

二 障子紙・ふすま紙の張り替え。

三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行うことができる。
- 3 前一項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の消滅)

第 10 条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを 2 ヶ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より 2 回以上注意を受けたとき。
- 2 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
- 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を第 1 条の使用目的以外に使用したとき。
- 二 第 7 条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(乙からの解約)

第 12 条 乙は、甲に対して少なくとも 30 日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは 1 カ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が 1 カ月以前でない場合には乙は、1 カ月の賃料相当額を支払うものとする。

(期間内解約)

第 13 条 乙が本契約締結後 6 カ月以内に契約を解除するときは 1 カ月分の賃料を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第 14 条 積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)乙(占用者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第 15 条 乙は、明渡し日を 10 日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。

- 2 乙は、第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 17 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。

二 頭書 5 に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 18 条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 15 日以上の不在になる場合。
- 二 頭書 4 に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

(延滞損害金)

第 19 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365 日あたり)14.6% の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第 20 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかるわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる乙の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物について乙が引き取らない場合には、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

(免責)

第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盜難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(その他)

第 22 条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成 16 年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の 1 カ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 24 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

重要事項説明書[建物賃借用]

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

	A		B	
	宅地 建物 取引業者	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所所在地・TEL	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所所在地・TEL	印
説明をする宅地建物取引主任者	免許証番号	大臣 富山県知事(9)第1186号	免許証番号	大臣 知事()第 号
	免許年月日	平成19年4月20日	免許年月日	平成 年 月 日
取引態様	氏 名	[REDACTED] 印	氏 名	印
	登録番号	(富山) 第 [REDACTED] 号	登録番号	() 第 号
供託所等に関する説明	業務に従事する事務所名	山本不動産建築	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	富山市大町南台48-25 076-491-3100	事務所所在地 TEL	
□貸主 □代理 ■媒介	□貸主 □代理 □媒介			
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号				
所属地方本部の名称及び所在地 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会富山本部 富山市元町2丁目3番11号				
弁済業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号				

貸主の表示

貸主の住所・氏名	[REDACTED]
----------	------------

建物の表示

名 称	吉田ビル 1階B室		
所 在 地	(住居表示) 富山市大町282番地9		
構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> (コンクリートブロック) / <input type="checkbox"/> 瓦葺 <input type="checkbox"/> スレート葺 <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼板葺 <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根 <input type="checkbox"/> (1階) / 3階建		
種 類	<input type="checkbox"/> マンション・アパート <input type="checkbox"/> 戸建 <input checked="" type="checkbox"/> (事務所)	新築年月	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成49年8月
間 取 り	() <input type="checkbox"/> LDK <input type="checkbox"/> DK <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> 納戸	床面積	約30.8m ²

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 建物全部事項証明書に記載された事項等(平成23年11月1日現在)

甲 区	名 義 人	住 所	富山市布瀬町南二丁目5番地5MAX 根塚コート201号
	氏 名	吉田 均	
乙 区	所 有 権 にかかる 権利に関する事項 (□有・■無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()	
	所 有 権 以外 の 権利に関する事項 (□有・■無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 貸借権 <input type="checkbox"/> ()	
登記名義人と貸主が □同じ・□異なる→理由: □転貸借・□相続・□			

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地整備法 <input type="checkbox"/> 農地法
制 限 の 内 容	

※別添捺足資料参照

3 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土 砂 災 害 防 止 対 策 推 進 法	土砂災害警戒区域: ■外・□内
--------------------------	-----------------

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に □該当します。(※資料17にて完成時の形状を説明。) 該当しません。

6. 開水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

① 飲用 水	<input checked="" type="checkbox"/> 公営. <input type="checkbox"/> 私営. <input type="checkbox"/> 井戸 / [メーター] <input checked="" type="checkbox"/> 専. <input type="checkbox"/> 子. <input type="checkbox"/> 割当. <input type="checkbox"/>
② 電 気	<input checked="" type="checkbox"/> 北陸電力. <input checked="" type="checkbox"/> / [容量] 40 アンペア / [メーター] <input checked="" type="checkbox"/> 専. <input type="checkbox"/> 子. <input type="checkbox"/> 割当. <input type="checkbox"/>
③ ガ ス	<input checked="" type="checkbox"/> 都市. <input type="checkbox"/> プロパン(□集中. □個別). <input checked="" type="checkbox"/> 無 / [メーター] <input type="checkbox"/> 専. <input type="checkbox"/> 子. <input type="checkbox"/> 割当. <input type="checkbox"/>
④ 排 水	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水. <input type="checkbox"/> 浄化槽. <input type="checkbox"/> 側溝
⑤ トイ レ	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水. <input type="checkbox"/> 浄化槽. <input type="checkbox"/> 汲取
備 考	

6. 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

① 台 所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用. <input type="checkbox"/> 共用
② トイ レ	<input checked="" type="checkbox"/> 専用. <input type="checkbox"/> 共用 / <input checked="" type="checkbox"/> 水洗. 汲取 / [ユニットバスの場合]浴室と(□一緒. □別)
③ 浴 室	<input type="checkbox"/> 有 [専用(□ユニットバス. □) . □共用]. <input checked="" type="checkbox"/> 無
④ シ ャ ワ 一	<input type="checkbox"/> 有 [設置場所] (□浴室. □洗面所. □). <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑤ 洗 面 所	<input type="checkbox"/> 有 / [ユニットバスの場合]浴室と(□一緒. □別). <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑥ 給 湯	<input type="checkbox"/> 有(□使用可. □不可) / [設置場所](□台所. □浴室. □洗面所. □洗濯. □) / (□ガス. □電気. □石油)使用 . <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑦ コ ジ ロ	<input type="checkbox"/> 有(□電気. □ガス. □). / (□使用可. □不可). <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑧ エ ア コ ネ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 冷暖房 1 台(■使用可. □不可) 冷房 台(□使用可. □不可) 暖房 台(□使用可. □不可) . □無(□設置可. □不可)
⑨ 照 明 器 具	<input checked="" type="checkbox"/> 有(■台所. □廊下. ■トイレ. □浴室. □洗面所. □玄関内. □玄関外. □倉庫) ■事務所(1ヶ所) . □無
⑩ 電 話 設 置	<input checked="" type="checkbox"/> 可(1ヶ所). □不可
⑪ インターネット配線	<input type="checkbox"/> 有 . <input checked="" type="checkbox"/> 無 . □
⑫ 共 聴 設 備	TVアンテナ <input type="checkbox"/> 有(□VHF. □UHF. □BS. □CS. □) . <input checked="" type="checkbox"/> 無 /[その他の設備]
⑬ エレベーター	<input type="checkbox"/> 有(基). <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑭ 駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有(□敷地内. □敷地外) / 空(□有. □無)月額 _____ 円(内消費税等相当額 _____ 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑮ 駐 輪 場	<input type="checkbox"/> 有(□敷地内. □敷地外) / 空(□有. □無)月額 _____ 円(内消費税等相当額 _____ 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑯ 専 用 庭	<input type="checkbox"/> 有 / 月額 _____ 円(内消費税等相当額 _____ 円)
⑰	
備 考	

(注) 消費税相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

7. 宅地造成等規制法による規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域 : <input checked="" type="checkbox"/> 外 . <input type="checkbox"/> 内
----------	---

8. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査の結果の記録の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
石綿使用調査の内容		

9. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
耐震診断の内容		

取引条件に関する事項
賃料・賃料以外に授受される金額等

賃料	月額50,000円 (内消費税等相当額) 円	南富山商 盛会費用 (共益費)	月額2,500円 (内消費税等相当額) 円	支払い時期 方法	毎月末日まで翌月分を <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落 <input type="checkbox"/> 持参 (振込手数料は、借主負担とする)
敷金	100,000円 (賃料 2ヶ月相当)	礼金	円 (賃料 1ヶ月相当)	駐車料	円
町内会費					

2. 契約の解除に関する事項

- 賃料を2ヶ月以上滞納した場合は、催告のうえ、7日経過したのちに契約を解除されます。
- 借主は、貸主に対して少なくとも30日前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「7 定期借家契約の場合」の通りです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無し 有り(契約終了後、物件の明渡しが完了しない時は、その期間の家賃等の2倍の金額を貸主に支払うものとする。)

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	<input checked="" type="checkbox"/> 講じません。 <input type="checkbox"/> 講じます。(保全措置を行う機関:)
--------------	--

5 金銭の貸借のあっせん(■無し・□有り)

あっせんの内容		金銭貸借が成立 しないときの措置	
---------	--	---------------------	--

6 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約 <input type="checkbox"/> 定期借家契約 <input type="checkbox"/> 取壱し予定期限付き借家契約 <input type="checkbox"/> 一時使用の賃貸借 <input type="checkbox"/> 高齢者の居住の安定確保に関する法律による終身建物賃貸借契約 <input type="checkbox"/> 使用貸借
期間	平成23年11月1日 から 平成25年10月31日まで(<input checked="" type="checkbox"/> 2年間・ <input type="checkbox"/> 月間)
更新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約です(合意により再契約することはできます)。 <input type="checkbox"/>
更新料	<input checked="" type="checkbox"/> 有(更新事務 家賃×0.5ヶ月分/2年毎 円) <input type="checkbox"/> 無
備考	

7 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用
契約の方式	公正証書: <input type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。 →公正証書の費用負担(<input type="checkbox"/> 貸主・ <input type="checkbox"/> 借主・ <input type="checkbox"/> 折半)
契約の内容	<input type="checkbox"/> 本建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本建物は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヶ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヶ月を経過した日まで本件建物を契約期間と同一条件で賃借することができます。
	[中途解約について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書(案)の通りです。 <input type="checkbox"/> 本契約は、床面積200m ² 未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、建物の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、無約の申入れの日から6ヶ月を経過することによって終了します。
備考	

8 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	<input type="checkbox"/> 居住専用() <input type="checkbox"/> 店舗専用() <input checked="" type="checkbox"/> 事務所専用() <input type="checkbox"/> その他(事務所・倉庫) ()
利用の制限	<input type="checkbox"/> ペットの飼育() <input type="checkbox"/> ピアノの使用() <input type="checkbox"/> その他()

9 敷金等の精算に関する事項

滞納家賃・損害金に充当する

10 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	山本不動産建築	TEL076-491-3100
住所(主たる事務所の所在地)	富山市大町南台48-25	
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	

11 建物敷地が借地の場合(該当□する・□しない)

借地権の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 一般定期 <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 旧法	期限	平成 年 月 日迄	内容	賃貸借契約書参照
備考					

III その他の事項

1 添付書類

1.	4.
2.	5.
3.	6.

2 その他

頭書宅地建物取引主任者から宅地建物取引主任者証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。
--

なお、契約成立時には、媒介報酬額(消費税額及び地方消費税類含む) 52,500 円を支払うこととを承諾しました。

平成23年11月 日

借主(住所)

(氏名)

印

駐車場賃貸借契約書

第8条 賃料は賃食人の指定する下記の金融機関に振込むか、賃食人の自宅まで持参するものとする。

■と賃借人奥野誠子との間に、次の通り自動車駐車場賃貸借契約を締結する。

第1条 賃食人はその所有する次に表示の自動車駐車場を賃借人の所有する自動車を駐車の目的を以ってこれを賃借する。

(1) 自動車駐車場の所在地：富山市大町二区216-1番地内
番

(2) 駐車する場所：NO ■番

(3) 駐車場利用自動車ナンバー：■(ヨシブ)(自アンドクス)
利用自動車を代える場合は速やかに賃借人に報告しなければならない。

第2条 賃料は1台当り月額 7,000円として、毎月末日までに翌月分を賃食人に支払うものとする。

第3条 賃借契約期間は平成4年1月1日より1ヶ年とする。
但し、契約期間が満了した時には契約更新について賃食人と賃借人が協議する。また、
このときに経済的諸般の状況等によつては、賃料を変更することが出来るものとする。

第4条 賃借人が次の各号のいづれかに抵触したときは、賃食人は直ちにこの契約を解約することができるものとする。

この場合には賃借人は異議なく、速やかに自動車駐車場を明け渡さなければならない。

- (1) 賃料の支払いを2ヶ月怠った時
- (2) 駐車場以外の目的に使用したとき
- (3) 第三者に転貸した時
- (4) その他契約の主旨に違反したとき

第5条 賃借人が所有する自動車が駐車場を使用中に、天災・盗難・火災等により自動車に損害が生じることがあつても、賃食人は、その責を負わないものとする。

第6条 賃借人及びその家族、使用者、訪問者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場の施設或いは他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は速やかにその損害の処理等に対処するものとする。

第7条 この契約を解除するときはイケ月前に相手方に予告するものとする。
但し、賃借人は予告に代えて1ヶ月分の賃料を賃食人に支払つて即時に解約することができるものとする。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年5月8日

報告者* 奥野詠子

整理番号	54	事業概要*	新聞購読			
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費	・05_会議費 ・10_人件費
内容	北日本新聞 4月分 富山新聞 4月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	北日本新聞	3,072	4月分	3,072 円		
	富山新聞	3,072	4月分	3,072 円		
	《合 計》*	6,144				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 5 月 8 日
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日
 処理 平成 29 年 5 月 10 日

2017年4月分 領 収 証 発証No. 00000905-201704-1
奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

毎度ご購読有難うございます

上記金額は領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞



領収証 17年 04月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



新規購読者の紹介で5千円分のギフトカード進呈。
『お友達紹介キャンペーン』実施中です。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年5月8日

報告者* 奥野詠子

整理番号	55	事業概要	事務所賃料			
便途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 5月分 (4/17)	51,500 円/月の内				
	事務所費 議員事務所 詠桜会（後援会）	25,750 円/月 25,750 円/月				
	駐車場 議員事務所 詠桜会（後援会）	7,000 円/月の内 3,500 円/月 3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 5月分 /			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 5月分 /			
	《合計》*	29,250				
《領収	北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控	いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。	すること。)			
	お取引の種類 売店番号 处理番号 日付	お振込 1371812 29-04-16	お取引の種類 売店番号 处理番号 日付			
	銀行番号 預金店番号 申口・印座番号 取扱店番号	銀行番号 預金店番号 申口・印座番号 取扱店番号				
	0144 [REDACTED]	0144 [REDACTED]				
	販売枚数 硬貨枚数	販売枚数 硬貨枚数				
	万円 五千円 一千円 百円 500円 100円 500円 100円 5円 1円	万円 五千円 一千円 百円 500円 100円 500円 100円 5円 1円				
	時刻 利用手段(現金・ 消費税込を含む) お取引金額	時刻 利用手段(現金・ 消費税込を含む) お取引金額				
	12:31 ¥540円 ¥54,000円	12:32 ¥540円 ¥7,000円				
	おつり お取引後の残高	おつり お取引後の残高				
	円 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	円 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中				
	手数料のうち振込手数料 ¥432	手数料のうち振込手数料 ¥432				
	お振込日：04月17日 000341	お振込日：04月17日 000342				
	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 様	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 様				
	オクノ エイコ 様	オクノ エイコ 様				
	電話番号 076-492-2828	電話番号 076-492-2828				

取受 平成 29 年 5 月 8 日
決裁 平成 29 年 5 月 9 日
処理 平成 29 年 5 月 10 日

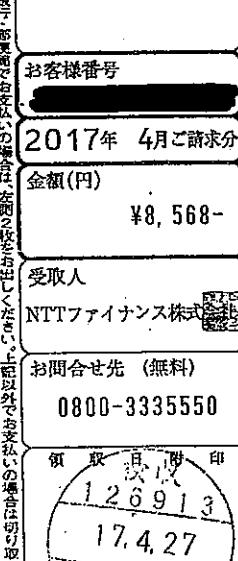
報告者*

奥野詠子

整理番号	56	事業概要*	電話代			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 4月請求分 8,568 円の内 議員事務所 4,284 円/月 詠桜会（後援会） 4,284 円/月					
	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	事務所費 電話代	4,284	8,568 円の1/2 4月請求分			
上記事業に要した経費	(合計)*	4,284				

《領収書貼付枠》 (原則: 領収書を微: 電話料金等払込受領証 すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

西日本ご利用分

ご請求先氏名 奥野 詠子 様
お客様番号 [REDACTED]
2017年 4月ご請求分
金額(円) ¥8,568-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
 126913 17.4.27 ローソン 岐阜インター店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成29年5月8日
 決裁 平成29年5月9日
 処理 平成29年5月10日

事務所経費按分に関する覚書

奥野詠子後援会「詠桜会」（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、共同使用している事務所（富山市大町 282）の事務所経費について、次の通り覚書を取り交わす。

下記の事務所経費について、奥野詠子後援会活動経費と県議会議員奥野詠子の政務調査活動にかかる経費を、最大 2 分の 1 に按分し奥野詠子後援会「詠桜会」に支払うものとする。

記

人件費、家賃、光熱水費、電話料金、資料作成・購入費 等

平成 29 年 4 月 1 日

甲 富山県富山市今泉 30 番地 1
詠桜会 会長 [REDACTED]

乙 富山県富山市今泉 30 番地 1
富山県議会議員 奥野 詠子

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29年 5月 8日

報告者* 奥野詠子

整理番号	57	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	4月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	4月分
	《合 計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 29年 5月 8日
 決裁 平成 29年 5月 9日
 処理 平成 29年 5月 10日

2017年度 帳合金價

勤務実績表

平成29年4月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
小計				小計			
				合計			

賃金月額 150,000

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

雇用契約書

1. 雇用期間

平成29年2月1日から雇用し期間は定めないものとする。

2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

6. 業務内容

政務活動調査に關すること。

7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成29年2月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1

自由民主党富山県議会議員

奥野 詠子

乙 被雇用者

報告者*

奥野詠子

管理番号	407	事業概要	新聞購読					
候補項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費		
内容	北日本新聞 富山新聞		5月分 5月分					
上記 重複を 避ける ための 総額	経費の内容	金額(円)				備考		
	北日本新聞	3,072		5月分	3,072	円		
	富山新聞	3,072		5月分	3,072	円		
	《合計額》	6,144						
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)								

收受 平成29年6月13日
 決裁 平成29年6月15日
 処理 平成29年6月15日

2017年5月 領 収 証 番号 00000905-201705-1
奥野 詠子 様

北日本新聞朝刊 1 3,072

¥3,072

(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

北日本新聞

領收証 17年 05月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年6月13日

報告者* 奥野詠子

整理番号	408	事業概要	電気代			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容		4月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	4,718 円の内 2,359 円/月 2,359 円/月			
金額の内訳	事務所費 電気代	金額(円)	4,718 円の1/2 4月分			
		2,359				
合計金額	2,359					

《領収書貼付》

(付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成年月分	29 4	金額	4718
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		
お支払期日	5月22日	精算額(再掲)円	349
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
使用場所：富山市　中央大町2区2-82　吉田ビル1F			
お客さま番号：[REDACTED]			
契約番号	211	金額(円)	4718
		消費税等相当額(円)	349
合計	4718	349	4718

北陸電力株式会社

お客様カードレスセイブ

TEL: 0120-776453

○取納印のないもの、金額を訂正したもののは無効です。

○本票により集金人が集金するとはありません。

○裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

領收・日付・印

2018年6月13日

印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

收受 平成29年6月13日
 決裁 平成29年6月15日
 処理 平成29年6月15日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年6月13日

報告者* 奥野詠子

管理番号	409	事業概要	事務所賃料			
経費区分	08_事務所費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費				
	事務所・駐車場 賃料 6月分 (5/17) 事務所費 51,500 円/月の内 議員事務所 25,750 円/月 詠桜会(後援会) 25,750 円/月 駐車場 7,000 円/月の内 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会(後援会) 3,500 円/月					
経費の内容	金額(税込)	備考				
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 6月分			
賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 6月分				
合計	29,250					

《領収書》

北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1360870		29-05-17
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	現貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:55	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
000111			
[REDACTED] 様			
オクノ エイコ 様			
電話番号 076-492-2828			
裏面もあわせてご覧ください。			

A:通帳へ記載される組戻しは大切に保管して下さい。
M:記入された組戻しはご利用控をご持参ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービスご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1360874		29-05-17
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	現貨枚数		
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:55	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
000112			
[REDACTED] 様			
オクノ エイコ 様			
電話番号 076-492-2828			
裏面もあわせてご覧ください。			

A:通帳へ記載される組戻しは大切に保管して下さい。
M:記入された組戻しはご利用控をご持参ください。

受取 平成29年6月13日
 決裁 平成29年6月15日
 処理 平成29年6月15日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年6月13日

報告者*

奥野詠子

経理登場	4/0	事業概要	電気代			
併記項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容		5月分	4,255 円の内			
		議員事務所	2,127 円/月			
		詠桜会（後援会）	2,128 円/月			
		経費の内容	金額(円)			
	事務所費 電気代	2,127	4,255 円の1/2 5月分			
		合計	2,127			

《領収書貼付》

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社					
平成年月分	金額	4	2	5	5	円
29 5						
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	機	消費税等相当額(再掲) 円			
お支払期日			315			
6月21日				精算額(再掲) 円		

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
ご使用場所 富山市 天町2丁目2-8
吉田ビル1F

お客様番号	計算区 17		
契 約	金 額	(円)	消費税等相当額
211	4,255		315
合 计	4,255		315

北陸電力株式会社

お預け合意を頂戴いたしました。

領 収 書 附 印

2019.5.30

山 大

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客様名)2485

- 取扱印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

受取
平成29年6月13日
決裁
平成29年6月15日
処理
平成29年6月 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年6月13日

報告者* 奥野詠子

登録番号	411	事業概要* 上下水道料
収支項目*	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費
		4月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会（後援会） 1,144 円
		金額（円）
事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 4月請求分
	1,144	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

平成29年度富山市水道料金等納入通知書兼領収書

お客さま番号 [REDACTED]

使用者	奥野 詠子 様
又 納入者	奥野 詠子 様
下発行日	平成 29年 5月 1日
納期限	平成 29年 5月 15日
給水装置場所	富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成29. 2. 4～平成29. 4. 3
口径	20 mm
上水道使用水量	用途 1 m ³
下水道使用水量	用途 1 m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

平成29年 4月請求分	
水道料	金
下水道 使用料	(内消費税 928円 68円)
し尿くみ取り手数料	(内消費税 1,360円 100円)
合計	(内消費税 2,288円 168円)

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領収印の押印によって効力が生じます。

領收日付印

5月30日

富山市上下水道事業管理部
窓口受付係

富山市上下水道局
出納・収納取扱金額機関
及びコンビニでは取扱い紙不要

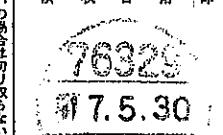
取扱代行会社
機器算システム
(お客さま控)

加入者名 富山市上下水道事業管理者
口座番号 00720-5-980609

收受 平成 29 年 6 月 13 日
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日
 処理 平成 29 年 6 月 15 日

報告者*

奥野詠子

管理番号	412	事業概要分	電話代	
依頼項目	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	固定電話 5月請求分 8,503 円の内 議員事務所 4,251 円/月 詠桜会（後援会） 4,252 円/月			
経費の内容	金額(円)	備考		
事務所費 電話代	4,251	8,503 円の1/2 5月請求分		
合計額	4,251			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2017年 5月ご請求分 金額(円) ¥8,503- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 取 日 証 印  7.5.30 〒 山 大 空 フジシタマ 取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様				

收受 平成29年6月13日
 決裁 平成29年6月15日
 処理 平成29年6月15日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年6月13日

報告者*

奥野詠子

整理番号	413	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	5月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 5月分
	《合 計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成29年6月13日
 決裁 平成29年6月15日
 処理 平成29年6月15日

2017年度
金賃合帳

勤務実績表

平成29年5月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 16:00	6	16	火	9:00 ~ 16:00	6
2	火	9:00 ~ 16:00	6	17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水			18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木			19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金			20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月	9:00 ~ 16:00	6	23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月	9:00 ~ 16:00	6	30	火	9:00 ~ 16:00	6
小計				小計			
				合計			

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50% 75,000円

奥野詠子 その他費用50% 75,000円

報告者* 奥野詠子

管理番号	435	事業概要	県政報告作成	
用途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	県政報告 vol. 19 6,000部			
上記に記載した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	印刷費	233,280	県政報告vol.19 6,000部 259,200円×0.9	
	《合計》	233,280		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 29 年 6 月 20 日
 決裁 平成 29 年 6 月 21 日
 処理 平成 29 年 6 月 21 日

領收証

奧羅詩子 樣

29年6月19日

J 259,200 -

但し 県政報告 Vol. 19 6,000 冊

上記の金額正に領収いたしました



平野縫合印刷社

〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3-9

T E W 10-716 (425) 8102

代表取締役 平三野田敏久

讀來讀去

PAGE 1

No. 00000549

壳上日 平成29年06月02日

(有) 平野総合印刷社

代表取締役 久

〒939-8208 富山市南瀬町南

TEL 076-425-8102 FAX 07

振込先 北陸銀行越前町支店

振込先 北陸銀行越前町支店 普

おこなひのくに

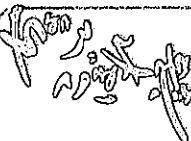
県では全国に先駆けて、平成27年度から「不育症治療研究事業」を実施し、不育症の課題解決のための研究を進めるとともに、患者者の検査・治療費の一部を「被継者協力金」として助成してきました。県は平成29年度より、不育症治療費助成制度の新設を決定する市町村として助成をしてきましたが、県と連携し制度を運用していくか、現地にては、市町の患者への対応や必要と考える。
*不育症・習慣性流产

Q. 新年度より新設される不育症治療費助成制度について、県の制度化により誕生する市町村によつて不利益が生じないようどのように対応していかのか、所見を問う。

A. 知事

検査・治療ガイドラインの案が概ねまとまり、県内関係者間での意見の共有やピアカウンセリングの人物養成が進んだといつた成果を踏まえ、支援を大幅に拡充するため、平成29年度から不育症治療費助成制度を創設する。

助成については、4市町が未定としているが不育症治療の重要性や効果を丁寧に説明し、制度が創設されるよう働きかける。補正予算で対応された場合には、早い助成制度を年度当初にそかのばりて適用する等、柔軟に対応したい。



5月3日の憲法記念日、安倍晋三自民党総裁が憲法改正に言及したこと、憲法改正に向けた議論が加速しています。

我が自由民主党は、昭和30年の立党に当たり、6つの使命を挙げています。そのうちのひとつが、憲法改正であり、「現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もつて国民の負託に応えんとするもの」と記されています。

現行憲法施行から6年、我が党立党から62年目を迎え、ようやく議論が本格化し、また衆議院、参議院ともに改憲勢力が三分の一の議席を有することで、憲法改正の発議ができる環境が整いました。

憲法改正については、皆さんの中にも期待と不安があると思いますが、最終的に憲法改正は国民投票によって決します。

これからは国民的議論の中で、私たちの憲法のどこに問題があるのか、そして、未来に向けて私たちの日本をどうのむかにしていきたいのか、日本の限りない発展のために、皆さんと共に考えていきたいと思っています。

6月議会では、6月23日(金)10:00~予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページhttp://www.okuno-eikou.jp/ぜひご覧ください。ホームページにはメッセージと一緒に送つて頂くようお願いします。
Facebook 友達リクエストの際にメッセージを一緒に送つて頂くようお願いします。
Twitter 本人アカウント@Eiko_Okuno 後援会アカウント 奥野詠子@eioukai
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

連絡

富山県議会自民党控室 平成29年6月発行
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 E-mail:
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

かうふく 県政報告

Vol.19

平成29年 6月発行

発行: 自由民主党
富山県議会



人海の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のことごお慶び申し上げます。

週日5月28日、天皇皇后両陛下の「御席を仰ぎ、魚津市の魚津桃山運動公園をメイン会場に「第68回全国植樹祭」が開催されました。全国植樹祭は、国土の緑化運動を国民運動として広げていこうと昭和25年から毎年行われているもので、富山県での開催は、昭和44年の第20回以来、48年ぶりとなりました。

植樹祭では、天皇陛下が、富山県で開発した優良無花粉スギ「立山森の輝き」やコシノヒガノなどを、皇后陛下がコシノフユザクラやキタコアシなどのお手植えされました。

これを契機に、森林や里山の再生をはじめ、自然環境の保全に対する機運が一層高まることが期待されます。

また4月に実施された富山市長選挙、市議会議員選挙にわきまして、自民党公認候補者へのお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

県議会も任期の折り返しを迎えて、私は引き続き、会派の政務調査会副会長を務めることになりました。議会活動はもちろんで、党務についても邁進して参ります。

本年ながら、暑い日が続いておりますので、「自粛ください」。

富山県議会議員
奥野詠子

平成29年度県政記者会見(第3回) 指揮官会見(本部)

貴重な時間

県は、北陸電力や関西電力の株を多数保有しており、それらを原資に基金事業や震入予算を計上している。

北陸電力が発表した2017年3月期の業績予想は、5年ぶりの赤字、さらに3年ぶりに株の配当が廃止となり、年間では1株当たり35円となる。また関西電力は2012年3月期を最後に無配当となつている。

Q: 北陸電力の株の配当金を原資とする基金事業や特別会計の新年度震入予算は、毎年年間1株当たり50円で算出しており、新年度についてもさすでに50円で算出しているが、35円となつた場合、当該基金事業に生じる影響と、一般財源による補てん等、新年度予算での対応について聞う。

A: 経営管理部長

最終的には、6月の株主総会で期末配当額が決定されることから、平成29年度予算案では、前年度と同額で計上した。発災通りの配当となれば、県が受け取る配当額は期末配当分だけで、約1億7千50万円の減額となる。予算編成の過程で、必要性や事業効果等を厳しく判断しており、今後配当金の減少が確定した場合には、一般財源等、他の財源の済出等も検討し、事業が適切に執行できるよう対応したい。



Q: 要配慮者を対象とした福祉避難所の指定状況について問う。また現段階で要配慮者やその家族を避難させるのに十分な数に達しているのか、併せて聞う。



A: 厚生部長

現在、県内168か所の高齢者施設や障がい者施設等が指定されており、平成28年度末には181か所が指定される見込みであるが、福祉避難所の充足率については、国のガイドラインでも明確な基準がない。

一般的避難所等の中に福祉避難スペースを設ける等、状況に応じて様々な方法で積極的に福祉避難所機能を確保し、要配慮者が施設や体制が整った避難所に避難できるよう、市町村とともに取り組みたい。なお、福祉避難所の受け入れ人数について、市町村で現在把握できているのは約4700人であるが、把握していない市町村もあり、考え方もあることから、今後押収していく。

災害時、県はペシムの飼い主の同行避難を重要な課題としている。環境省の「災害時にねむるペシムの救援対策ガイドライン」では、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケア、また被災動物を放浪状態のまま放置するとして、野木化した犬が住民に危険をもたらす恐れがあること、不妊去勢措置がなされないまま放浪状態となつた犬や猫が繁殖するなど、從来の生態系や野生動物へ影響を与える恐れがあること、等から同行避難を進めている。

またペシムの救援対策は、防災業務計画および防災計画において、重点を置くべき事項とされており、被災したペシムの保護取扱のための体制整備や避難場所における取扱い適正な飼育、また伝染病予防上必要な措置や周辺の調達・分配の方法に関する計画の策定が必要とされている。

緊急避難行動訓練実施会見

国では、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等、特に配慮が必要となる方々を「要配慮者」、要配慮者の中でも災害時に自ら避難するところが困難で、支援が必要な方を「避難行動要支援者」と位置付けている。

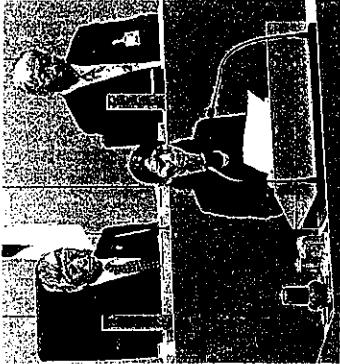
県は平成25年、災害対策基本法の改正において、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成を義務付け。指針では、避難行動要支援者のうち、配慮者や高齢者等のいる方に加えては、市町村が、避難に係る個別計画を策定するよう指示しており、災害時に支援を行う者、支援の留意点、支援の方法や避難場所、避難経路等、具体的な支援方法を記録するようとしている。

Q: 避難行動要支援者等の名簿作成と個別計画の策定について、現状とその必要性について聞う。また未達の市町村に対し、今後どのように指導していくのか、併せて聞う。

A: 厚生部長

現在、県内全市町村において避難行動要支援者名簿は作成済みであり、約5万6千人が掲載されている。なお個別計画の策定状況は、個別計画の必要な方約2万5800人のうち、9400人に留まっている。

県では新年度、研修会の開催時に、具体的な事例の紹介等を通じ、市町村に対して早急に全ての個別計画を策定するよう働きかけたい。



Q: 熊本地震の際にはペシムの同行・同伴避難について、避難所に入れない等の課題が数多く報告されたが、災害時のペシム救援対策の必要性について、所見を聞う。

A: 厚生部長

災害時におけるペシムの救援対策は重要であると認識しており、平成26年度から、関係市町村や獣医師会等と連携し、県の総合防災訓練においてペシムの同行避難訓練等を実施してきた。受付後の一時預り時に落ち着きがなくなったり、吠えたりすること、ノミやダニの対策の必要性がわかつたほか、平成28年度は一般県民の参加もあり、成果があつたと考えている。今後も細い主とペシムが田舎に避難できるようペシムの救援対策に取り組みたい。

Q: ベシムの救援対策について、本県の計画策定の現状と今後の取り組みについて、聞う。

A: 厚生部長

平成26年に改定した県動物愛護管理推進計画において、災害時の救援体制の整備およびマニュアルの作成を図るとしている。

今後、東日本大震災や熊本地震等の教訓を十分踏まえるとともに、同行避難訓練等で得られた課題等を整理し、県獣医師会や動物愛護団体等をメンバーとする検討会を設置し、動物救援体制の構築や避難所を運営する市町村の参考となるマニュアル作成に取り組みたい。

Q: 県警察にサイバー犯罪対策が新設されたが、サイバー犯罪の定義と今後の取り組みについて、聞う。

A: 警察本部長

サイバー犯罪の件数および相談件数は、昨年過去最高になると、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。サイバー犯罪等には、時間的・場所的制約がなく、目に見えない。

サイバー犯罪対策では、関係機関等との情報交換、セキュリティ意識の低い子供や高齢者等の被害防止に向け、広報活動等に取り組む。

またIT普及率等、第4次産業革命の到来を見据え、機密情報や個人情報を盗まれれば、企業経営にも多大な影響が出ることから、職員の能力の底上げのほか、専門技能を行する職員の採用等の推進にも取り組みたい。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日*

平成29年6月20日

報告者*

奥野詠子

整理番号	631	事業概要*	新聞購読				
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容	北日本新聞 6月分 富山新聞 6月分						
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考				
	北日本新聞	3,072	6月分	3,072 円			
	富山新聞	3,072	6月分	3,072 円			
	《合 計》*	6,144	/				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)							

收受 平成 29 年 7 月 5 日
 決裁 平成 29 年 7 月 6 日
 処理 平成 29 年 7 月 7 日

2017年6月分 領 収 証 00000905-201706-1
奥野 詠子 様

北日本新聞朝刊	部数	金額	1	3,072	合計金額	¥3,072
					(消費税込み)	

ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

北日本新聞

領收証 17年 06月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202.

緑越額 合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

報告者* 奥野詠子

整理番号	632	事業概要*	電話代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・10_人件費
内容	固定電話 6月請求分 8,516 円の内 議員事務所 4,258 円/月 詠桜会（後援会） 4,258 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,258	8,516 円の1/2 6月請求分
《合計》*	4,258		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証	西日本ご利用分
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> ご請求先氏名 奥野 詠子 様 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> お客様番号  </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 2017年 6月ご請求分 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 金額(円) ¥8,516- </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 受取人 NTTファイナンス株式会社 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> お問合せ先 (無料) 0800-3335550 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 領収印  </div>	

(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29年 7月 5日
 決裁 平成 29年 7月 6日
 処理 平成 29年 7月 7日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年6月30日

報告者*

奥野詠子

整理番号	633	事業概要	事務所賃料			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容	事務所・駐車場 賃料 7月分 (6/22)	51,500 円/月の内				
	事務所費	25,750 円/月 /				
	議員事務所	25,750 円/月				
	詠桜会（後援会）	7,000 円/月の内				
	駐車場	3,500 円/月				
	議員事務所	3,500 円/月				
	詠桜会（後援会）					
上記事業に要する経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 7月分			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 7月分			
	(合計)	29,250				
《領收書》	北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控	すること。)				
	いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。					
お預り	お取引の種類 摺末番号 処理番号 日付 お振込 0216395 29-06-22 銀行番号 預金店番号 科目・口座番号 取扱店番号 0144 [REDACTED] 振替手数料 予印 500円 100円 50円 10円 5円 1円 万円 五千円 一千円 千円 五百円 一百円 五十円 十円 五円 一円 時刻 ご利用手数料(消費税等を含む) お取引金額 12:42 ¥432円 ¥54,000円 おつり お取引後の残高 円 円 円 円 手数料のうち振込手数料 ￥432 000057 [REDACTED] 様 お預り先・お振込先明細 内 オクノ エイコ 様 電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。					
A通知へ記入されるまで大切に保管してください。 T記入された場合はご利用控をも持参ください。	[REDACTED]					
Mへ記入されるまで大切に保管してください。 M記入された場合はご利用控をも持参ください。	[REDACTED]					
お預り	お取引の種類 摺末番号 処理番号 日付 お振込 0215399 29-06-22 銀行番号 預金店番号 科目・口座番号 取扱店番号 0144 [REDACTED] 振替手数料 予印 500円 100円 50円 10円 5円 1円 万円 五千円 一千円 千円 五百円 一百円 五十円 十円 五円 一円 時刻 ご利用手数料(消費税等を含む) お取引金額 12:42 ¥432円 ¥7,000円 おつり お取引後の残高 円 円 円 円 手数料のうち振込手数料 ￥432 000058 [REDACTED] 様 お預り先・お振込先明細 内 オクノ エイコ 様 電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。					
A通知へ記入されるまで大切に保管してください。 T記入された場合はご利用控をも持参ください。	[REDACTED]					
Mへ記入されるまで大切に保管してください。 M記入された場合はご利用控をも持参ください。	[REDACTED]					

受取 平成29年7月5日
 決裁 平成29年7月6日
 处理 平成29年7月7日

報告者*

奥野詠子

整理番号	634	事業概要*	人件費			
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	6月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 6月分			
	《合計》*	75,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成29年7月5日
 決裁 平成29年7月6日
 処理 平成29年7月7日

2017年
金賃合帳

生年月日		雇入年月日		所 屬		性 別	
		2017.2.1		奥野詠子			
賃金計算期間		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
労働日数	日間	20	20	21			
労働時間	時数	120	120	126			
休日労働手当	時間						
深夜勤務手当	時間						
通勤手当(課税)	時間						
通勤手当(非課税)	時間						
基本給	150,000	150,000	150,000				
時間外手当							
休日労働手当							
深夜勤務手当							
通勤手当(課税)							
通勤手当(非課税)							
課税合計	150,000	150,000	150,000				
非課税合計	0	0	0				
総支給合計	150,000	150,000	150,000				
健康保険							
介護保険							
厚生年金							
雇用保険							
社会保険合計	0	0	0				
課税対象額	150,000	150,000	150,000				
源泉徴収	8,700	8,700	8,700				
控除合計	8,700	8,700	8,700				
差引支給額	141,300	141,300	141,300				
領収日	4/20	5/20	6/20				
領収印	●	●	●				

勤務実績表

平成29年6月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月	9:00 ~ 16:00	6	27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6	29	木		
15	木	9:00 ~ 16:00	6	30	金	9:00 ~ 16:00	6
小計			66	小計			60
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年7月11日

報告者* 奥野詠子

管理番号	698	事業概要	上下水道料
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費 07_資料購入費	02_研修費 03_広聴広報費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費
内容	6月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）	2,288 円の内 1,144 円 1,144 円	
支拂い方	支拂い方	金額(円)	備考
事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 6月請求分	
合計	1,144		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

(4) 平成29年度富山市水道料金等納入通知書兼領収書
お客様番号 [REDACTED]

使用者	奥野 詠子	様
納入者	奥野 詠子	様
発行日	平成29年7月3日	
納期限	平成29年7月18日	
給水装置場所	富山市大町(大町2区) 282	

使用期間	平成29.4.4～平成29.6.5		
口径	20mm	用途	家用事用
上水道使用水量	1m ³		
下水道使用水量	1m ³		
し尿くみ取り日・量	月	日	月
	月	日	月
	月	日	月

平成29年 6月請求分		
水道料金	内消費税	()
928円	68円	
下水道使用料	内消費税	()
1,360円	100円	
し尿くみ取り手数料	内消費税	()
0円	0円	
合計金額	内消費税	()
2,288円	168円	

お問合せ窓口は裏面に記載しております。
*領取日付印の押印によって効力が生じます。

領取日付印
1032
7.7.14
富山 大町
マミリヤ

富山市上下水道事業管理部
出給・販売取扱金融機関
及びコンビニでは取扱い印紙不要
印紙代行会社
印紙登録システム
印紙番号 00720-5-960509
加入者名 富山市上下水道事業管理者
(お客様さま)

收受 平成29年7月12日
決裁 平成29年7月19日
処理 平成29年7月19日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29年 7月11日

報告者*

奥野詠子

整理番号	699	事業概要	電気代
開示項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・10_会議費 ・11_人件費
内容		6月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	3,797 円の内 1,898 円/月 1,899 円/月
上記 開示 要した 経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	1,898	3,797 円の1/2 6月分
	合計	1,898	

《領収書貼付》

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	金額	3 7 9 7	内
29 6			
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	様	消費税等相当額(再掲) 円
お支払期日	7月21日		精算額(再掲) 円
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
使用場所 富山市 大町2区282番地 吉田ビル 1F			
お客様番号 [REDACTED] 217			
契約	金額	消費税等相当額 (再掲) (円)	
29.6	3,797	281	
合計	3,797	281	

北陸電力株式会社

お客様番号 [REDACTED]

印 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
 - 本票により集金人が集金するとはありません。
 - 裏面もご覧ください。
- (お客様控) 2485

收受 平成 29年 7月12日
 決裁 平成 29年 7月19日
 処理 平成 29年 7月19日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年8月18日

報告者* 奥野詠子

整理番号	1037	事業概要	県政報告送付代			
用途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容	<p>県政報告 vol. 19 6月送付 支払い7月</p> <p>後納郵便 @ 65円 5,017通 326,105円</p>					
経費の内訳	金額(円)	備考				
郵送費	293,494	326,105円×0.9				
《合 計》	293,494					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

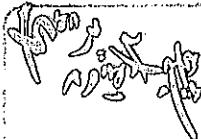
收受 平成29年8月18日
 決裁 平成29年8月23日
 処理 平成29年8月23日

かづき友衆会の会報

県では全国に先駆けて、平成27年度から「不育症治療研究事業」を実施し、不育症の調査・解説のための研修を進めていたところに、患者の検査・治療費の一部を「被験者協力金」として助成してきた。県は平成27年度より、不育症治療費助成制度の新設を決定。すでに市町村として助成をしてきた、また新たに認証する市町村についても、現在未定の市町の患者への対応も必要と考える。
*不育症・習慣性流产

Q 新年度より新設される不育症治療費助成制度について、県の制度化により居住する市町村によって不利益が生じないよう対応する必要があると考えるが、今後どのように対応していくのか、所見を聞こう。

A 知事 検査・治療ガイドラインの案が概ねまとまり、県内関係者間での意見の共有やアカウンセリングの入替発達が進んだといつた成果を踏まえ、支援を大幅に拡充するため、平成29年度から不育症治療費助成制度を創設する。助成については、市町が本位としているが不育症治療の重要性や効果を十分に説明し、制度が創設されるよう働きかける。補助止むを得ず対応された場合には、県の助成額度を年次当初にさかのぼって適用する等、柔軟に対応したい。



5月3日の憲法記念日、安倍晋三・自民党総裁が憲法改正に言及したこと、憲法改正に向けた議論が盛りあがっています。

我が自由民主党は、昭和30年の立党に当たり、6つの使命を挙げています。そのうちのひとつが、憲法改正であり、「現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって国民の真託に応えんとするもの」と記されています。

現行憲法施行から70年、我が立党から62年目を迎え、ようやく議論が本格化し、また衆議院、参議院ともに改選勢力が三分の一の議席を有することで、憲法改正の発議ができる環境が整いました。

憲法改正については、皆さんの中にも期待と不安があると思いますが、最終的に憲法改正は国民投票によることになります。

これからは国民的議論の中で、私たちの憲法のどこに問題があるのか、そして、未来に向けて私たちの日本をどのようにしていきたいのか、日本の限りない発展のために、皆さんと共に考えていきたいと思っています。

6月議会では、6月23日(金)10:00~予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoelko.jp/> / せひご質ください。
Facebook https://www.facebook.com/okuno_elko の際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いします。

奥野詠子 奥野詠子(@Elko_Okuno) 後援会 旅桜会旅桜会(@elouka)

連絡先
議員事務所
〒939-8073 富山市新曲輪1-7
TEL 076(441)8421
E-mail:
富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

富山県議会議員
奥野詠子

かづき 県政報告

Vol.19

平成29年6月発行
発行：自由民主党
富山県議員会



人梅の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

週日5月28日、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、魚津市の魚津桃山運動公園をメイン会場に「第68回全国植樹祭」が開催されました。全国植樹祭は、国土の緑化運動を国民運動として広げて、こうと昭和25年から毎年行われているもので、富山県での開催は、昭和44年の第20回以来、48ぶりとなりました。

植樹祭では、天皇陛下が、富山県で開催した「東北無核化祈り立山森の輝き」やコシノヒガンなどを、皇后陛下がコシノフユザクラやキタコブシなどを手植えされました。

これを契機に、森林や里山の再生をはじめ、自然環境の保全に対する機運が一層高まるることを期待します。

また4月に実施された富山市長選挙、市議会議員選挙におきまして、自民党公認候補者へのお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

県議会も任期の折り返しを迎えて、私は引き続き、会派の政策調整会議副会長を務めることになりました。議会活動はもちろんなじみ、党務についても邁進して参ります。

本年ながら、暑い日が続いておりますので、ご自愛ください。

平成29年2月開催県立の会議室「災害時一括審議(抜粋)」

緊急避難計画

Q: 基本は、北陸電力や関西電力の株を多額保有しており、それらを原資に基金事業や歳入予算を計上している。

Q: 北陸電力が発表した2017年3月期の業績予想は、5年ぶりの赤字、さらに37年ぶりに株の配当が実現しない、年間では1株当たり35円となる。また関西電力は2012年3月期を最後に無配当となつている。

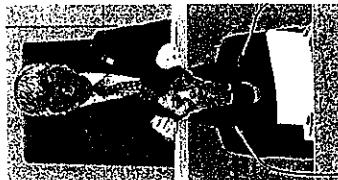
Q: 北陸電力の株の留当金を原資とする基金事業や特別会計の新年度歳入予算は、毎年年間1株当たり50円で算出しており、新年度につきましては50円で算出しているが、35円となつた場合、当該基金事業に生じる影響と、一般財源による補てん等、新年度予算での対応について聞こう。

A: 経営管理部長

最終的には、6月の株主総会で期末配当額が決定されることから、平成29年度予算案では、前年度と同額で計上した。先般通りの配当になれば、町が受け取る配当額は財本配当分だけで、約1億千50万円の減額となる予算編成の過程で、必要性や事業効果等を厳しく判断しており、今後、配当金の減少が確実化した場合には、一般財源等、他の財源の活用等も検討し、事業が適切に執行できるよう対応したい。



Q: 要配慮者を対象とした福祉避難所の指定状況と、今後の指定見込みについて聞こう。また携帯端末で要配慮者やその家族を避難させせるのに十分な効率に適しているのか、併せて聞こう。



A: 厚生部長

現在、県内168か所の高齢者施設や障がい者施設等が指定されており、平成28年度末には181か所が指定される見込みであるが、福祉避難所の不足率については、国のガイドラインでも明確な基準がない。

一般的避難所等の中に福祉施設スペースを設ける等、状況に応じて様々な方法で積極的に福祉避難所機能を確保し、要配慮者が施設や体制が整った避難所に避難できるよう、市町村とともに取り組みたい。なお、福祉避難所の受け入れ人数について、市町村が既に把握できていなければ担当者に連絡してあるか、把握していない市町村もあり、どちらも異なることから、今後操作していかたい。

災害時、図はベシトと銅仁主の同行避難を重要な課題としている。環境省の「災害時におけるベシトの教訓対策ガイドライン」では、動物愛護の観点のみならず、銅仁主である被災者の心のケア、また被災動物を放浪状態のまま放置することなく、野次化した大が住民に危険をもたらす恐れがあること、不妊去勢措置がなされないまま放浪状態となつた犬や猫が繁殖するなど、従来の生態系や野生動物へ影響を与える恐れがあること等から同行避難を進めている。

またベシトの教訓対策は、防災業務計画および防災計画において、重点を置くべき事項とされており、被災したベシトの保護収容のための本体調査備えや避難場所における収容と適正な飼育、また伝染病予防上必要な措置や飼料の調達・分配の方針に関する計画の策定が必要とされている。

畜産防災計画

Q: 国では、高齢者や障がい者、妊娠婦や乳幼児等、特に配慮が必要となる方々を「要配慮者」、要配慮者の中でも災害時に自ら避難することができる困難で、支援が必要な方を「避難行動要支援者」と位置付けています。

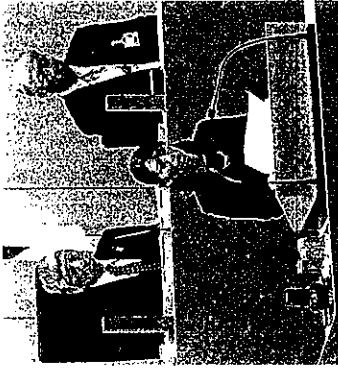
Q: 平成25年、災害対策基本法が改正において、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成を義務付け。指針では、避難行動要支援者のうち、希望者や同意のある方に対しては、市町村が、避難に係る個別計画を策定するよう指示しております。また未満の市町村に対し、今後どのように指導していくのか、併せて聞こう。

Q: 避難行動要支援者等の名簿作成と個別計画の策定について、県はどういう必要性について思う。また未満の市町村に対して、今後どうのうに指導していくのか、併せて聞こう。

A: 厚生部長

現在、県内全市町村において避難行動要支援者名簿は作成済みであり、約5万6千人が掲載されている。なお個別計画の策定状況は、個別計画の必要な方約2万5800人のうち、9400人に留まっている。

県では新年度、研修会の開催時に、具体的な事例の紹介等を通じ、市町村に対して早急に全ての個別計画を策定するよう働きかけたい。



Q: 熊本地震の際にはベシトの同行・同伴避難について、避難所に入れない等の課題が数多く報告されたが、災害時のベシト教訓対策の必要性について、所見を聞こう。

A: 厚生部長

災害時におけるベシトの教訓対策は重要であると認識しており、平成26年秋から、関係市町村や県獣医師会等と連携し、県の総合防災訓練においてベシトの同行避難訓練等を実施してきた。受付後の一時寄り際ににぎち過ぎがなくなったり、吠えたりすること、ミミやダニの対策の必要性がわかつたほか、平成28年度は一般県民の参加もあり、成果があつたと考えている。今後も問い合わせとベシトが円滑に避難できるようベシトの教訓対策に取り組みたい。

Q: ベシトの教訓対策について、本県の計画策定の現状と今後の取り組みについて、聞こう。

A: 厚生部長

平成26年に改定した県動物愛護管理推進計画において、災害時の教訓体制の整備およびマニュアルの作成を図るとしている。今後、東日本大震災や熊本地震等の教訓を十分踏まえるとともに、同行避難訓練で得られた課題等も整理し、県獣医師会や動物愛護团体等をメンバーとする検討会を設置し、動物教訓体制の構築や避難所を運営する市町村の参画となるマニュアル作成に取り組みたい。

Q: 県警察にサイバー犯罪対策課が新設されたが、サイバー犯罪の定義と今後の取り組みについて、聞こう。

A: 警察本部長

サイバー犯罪の概要件数が年々増加傾向には、昨年過去最高になると、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。サイバー犯罪等には、時間的、場所的制約がなく、口に言えない。

サイバー犯罪対策では、関係機関等との情報交換、セキュリティ意識の低い人や高齢者等の被害防止に向け、広報活動等に取り組む。またIT導入人等、第4次産業革命の到来を見据え、機器情報や個人情報等が盗まれれば、企業経営にも多大な影響が出ることから、職員の能力の底上げのほか、市町村能を行する職員の採用等の推進にも取り組みたい。

領 収 書 (Receipt)

発行日 2017年 8月 6日

お客様氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

右記、金額を 2017年 7月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

ご請求番号
(Billing ID) 322130-1004511-00

ご請求の内訳
(Billing Details) 2017/06/01～2017/06/30 料金後納ご利用

領収金額 (Amount Paid) 326,105 円
(うち消費税相当額) 24,155 円

金融機関 北陸
本店営業部

日本郵便株式会社



印紙税申告納
付につき總町
稅務署承認済

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年8月18日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1038	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 8月分 (7/18)	51,500 円/月の内				
	議員事務所	25,750 円/月				
	詠桜会（後援会）	25,750 円/月				
	駐車場	7,000 円/月の内				
	議員事務所	3,500 円/月				
	詠桜会（後援会）	3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 8月分			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 8月分			
	《合計》*	29,250	/			

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0032766		29-07-18
銀行番号	預金店番号	科	日・印帳番号
0144			
支店名	支店名	支店名	支店名
支店名	支店名	支店名	支店名
時刻	ご利用上級者名	お取引金額	
13:49	Y432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
おつり	お取引後の残高		
手数料のうち振込手数料	Y432		
	000220		
オクノ エイコ 様			
電話番号 076-492-2828			

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0032770		29-07-18
銀行番号	預金店番号	科	日・印帳番号
0144			
支店名	支店名	支店名	支店名
支店名	支店名	支店名	支店名
時刻	ご利用上級者名	お取引金額	
13:49	Y432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
おつり	お取引後の残高		
手数料のうち振込手数料	Y432		
	000221		
オクノ エイコ 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

受取 平成29年8月18日
 決裁 平成29年8月23日
 处理 平成29年8月23日

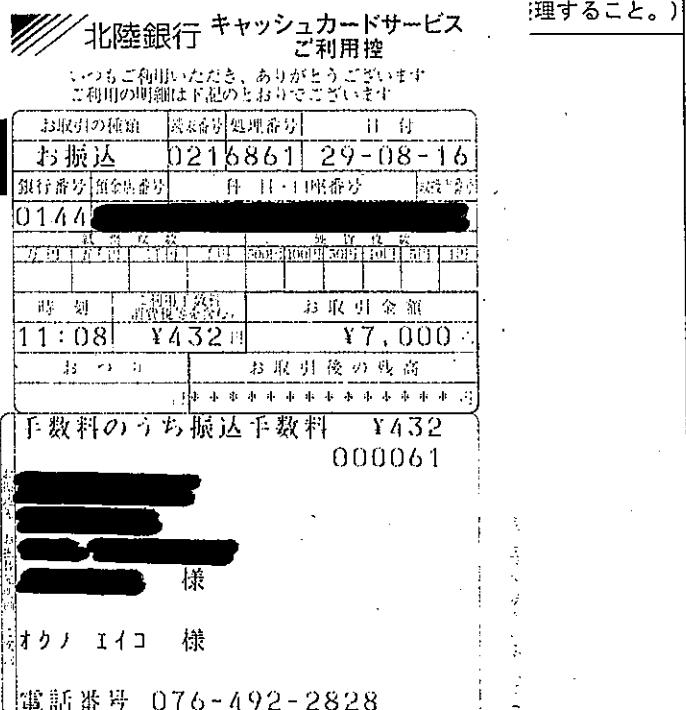
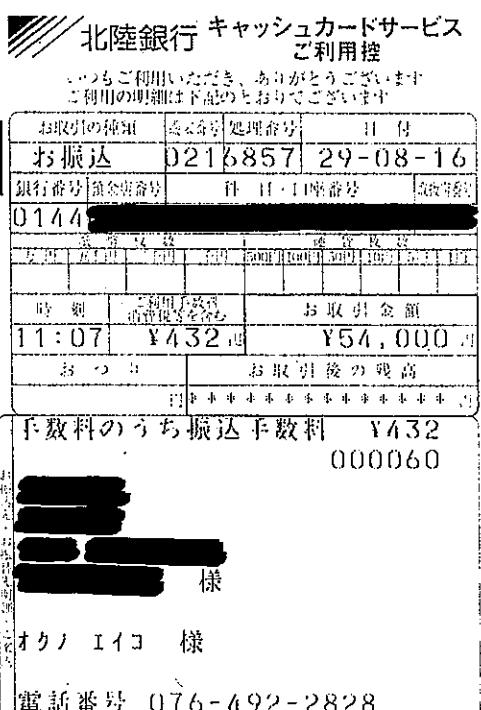
政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年8月18日

報告者*

奥野詠子

整理番号	103	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 9月分	(8/16)	51,500 円/月の内			
	事務所費	25,750 円/月				
	議員事務所	25,750 円/月				
	詠桜会（後援会）	25,750 円/月				
	駐車場	7,000 円/月の内				
	議員事務所	3,500 円/月				
	詠桜会（後援会）	3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 9月分			
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 9月分			
	《合計》*	29,250				



裏面もあわせてご覧ください。

受付 平成29年8月18日
 決裁 平成29年8月23日
 処理 平成29年8月23日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年8月18日

報告者* 奥野詠子

整理番号	1040	事業概要	電気代			
支給項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	7月分	4,888 円の内				
	議員事務所	2,444 円/月				
	詠桜会（後援会）	2,444 円/月				

経費の内容	金額(円)	備考
事務所費 電気代	2,444	4,888 円の1/2 7月分
合計	2,444	

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成年月分	29.7	金額	4888
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		
お支払期日	8月21日	消費税等相当額(再掲)円	362
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
ご使用場所 富山市 大町2区2-3 吉田ビル1F			
お客様番号	前記区 17		
契約	金額	消費税等相当額 (再掲)	
211	4888	362	
合計	4888	362	

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

電話 0120-776453

○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

記金額を領收いたしました。

領收印 附印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま控)2465

收受 平成29年8月18日
 決裁 平成29年8月23日
 処理 平成29年8月23日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年8月18日

報告者*

奥野詠子

整理番号	104	事業概要	電話代
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	固定電話 7月請求分 8,493 円の内 議員事務所 4,246 円/月 詠桜会（後援会） 4,247 円/月		
上記事業活動の経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 電話代	4,246	8,493 円の1/2 7月請求分
	合計	4,246	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を機関に提出していただく場合は、この枠に貼付して下さい。)			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 [REDACTED] 2017年 7月ご請求分 金額(円) ¥8,493- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 ^り 収 ^{しゆ} 日 ^付 附 ^{づく} 印 ^{いん} 7.7.21 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			

收受 平成29年8月18日
 決裁 平成29年8月23日
 処理 平成29年8月23日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1042	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	7月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 7月分	
《合 計》*		75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成29年8月18日
 決裁 平成29年8月23日
 処理 平成29年8月23日

2017年度 債金合帳

勤務実績表

平成29年7月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月		
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
				31	月	9:00 ~ 16:00	6
小計				小計			
				合計			

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

報告者* 奥野詠子

整理番号	1401	事業概要	県政報告作成	
用途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	県政報告 vol. 20 6,000部			
上記費用を算出した結果	経費の内容	金額(円)	備考	
	印刷費	246,240	県政報告vol.20 6,000部 259,200円*0.95-	
	《合計》	246,240	/	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 29 年 9 月 26 日
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日
 処理 平成 29 年 9 月 26 日

領 収 証

奥野詠子 様

29年 9月14日

¥259,200 -

但し県政報告 Vol.20 6,000部
上記の金額正に領収いたしました



有限会社 平野総合印刷社
〒939-8208 富山市庄瀬町南2丁目3-9
TEL 076-425-8162 FAX 076-491-4053
代表取締役 平野敏次

PAGE 1

No. 00000724

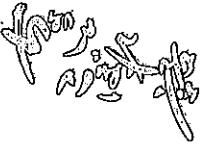
請求書

売上日 平成29年08月25日

奥野詠子 様

(有) 平野総合印刷社
代表取締役 久
〒939-8208 富山市庄瀬町南2丁目3-9
TEL 076-425-8162 FAX 076-491-4053
振込先 北陸銀行越前町支店 当座 1031010
振込先 北陸銀行越前町支店 普通 1031010

商品名	数量	単位	単価	金額	備考
県政報告 Vol.20	6,000	枚		240,000	
税抜額	240,000	消費税額	19,200	合計	259,200



報道等でも多く取り上げられていますが、県内で議論を一分为している大きな課題が、県立高校の再編統合問題です。

県立高校の再編統合については、県立高校の在り方検討会等の審議会にて、長い時間かけて検討されてきましたが、いよいよ地域毎に住民との意見交換会も始まり、議論は激化しています。

「一学年3学級以下の小規模校を再編統合の対象校とすることが望ましい」という、審議会での取りまとめが先行し、県議会や小規模校を抱える地域が猛反発するといった事態にも発展しました。

教育委員会は、現在、対象を小規模校に限定せず、地域アロック（富山、高岡、砺波、新川）毎におおむね2校ずつを再編統合することで、小規模校、中規模校、大規模校のそれぞれの形を残し、子供たちの選択の幅を確保する案を提案しています。

これまでの経過を見ると、私は「なぜ再編が必要なのか」という議論のベースが共有できていないと感じます。ただ「子供のために」というフレーズを繰り返す現状の議論では、何が子供たちにとって良いのか、価値観の問題に終始し、教育委員会の「子供のために大規模校が必要」という主張の中には、小規模校の子供の成績や、子供がどう感じているのかといった評価が十分になされません。また「厳しい財政状況」についてはまったく触れられず、統合によるコスト縮減額や、削減した分の使い道についての展望が説明されない現状では判断のしようがありません。

「母校がなくなる」、「地域から学校がなくなる」という選択肢を皆さんに受け入れてもらうには、「なぜ再編が必要なのか」、その目的を共有し、再編統合することでもたらされるメリットを提案する必要があるでしょう。より多くの県民の皆さんから賛同を得られるよう十分に議論を深めてはならないと考えています。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にメッセージと一緒に送って頂くようお願いします。

Twitter 本人アカウント 奥野詠子(@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会(@eikokai)

連絡 先

富山県議会自民党控室

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 FAX076(441)8421
TEL 076(431)5244 E-mail: [REDACTED]

おくのえいこ県政報告

Vol.20

平成29年8月発行

発行：自由民主党
富山県議会

残暑お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

今年の夏は、例年以上に台風が猛威を振るい、全国的に大雨や土砂災害の被害が相次いでいます。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。また長雨の影響で、日照時間が著しく少なくなってしまおり、行楽や露地栽培の野菜の生育等も心配されます。自然の尊厳を感じることもなく、備えの大切さを改めて実感しています。

さて、議員生活も7年目を控え、これまで4年間所属した教育監修常任委員会を離れ、新たに農林水産常任委員会に所属いたしました。農林水産分野に關係する指標のご意見をしつかり伺い、積極的に県政に反映させていく所存です。農林水産分野に関しては、今まで以上にご指導賜れば幸いです。

委員会では、かつて都市農業の在り方について、当局側と議論をさせていただきました。私の地元である旧富山市南部地域では、市街化区域内の農地が多く、農地でありながら、住宅開発を前提として、宅地並みの固定資産税と都市計画税が課せられています。

しかし、新たに都市農業振興基本法という法律ができ、市街地の農地は「宅地化するもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけが変更されました。これに伴い「都市にあるべき農地」としての機能や税制についても考え直す時期に来ていました。時代に即した仕組みが作れるよう、今後も議論を深めていきたいと思います。

富山県議会議員
奥野詠子

一部質問 平成29年6月2日(水)午後2時

特別支援学校に在籍する発達障がい児童の状況について

県立ベビリテーション病院・こども支援センターで発達障がいと診断されている子供の数は、平成24年度の約370名から平成26年度には約560名、また平成28年度には約1170名へと年々増加している。

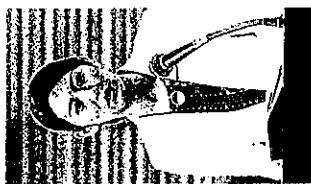
Q: 昨年1月、富山県立ベビリテーション病院・こども支援センターが開院したが、発達障がい児への対応について、改善された点と今後の取組みについて聞こう。

A 知事

重症児等への対応や特別な医療ニーズを有する子供への支援拠点施設として、常勤の児童精神科医の採用や臨床心理士の増員等により、初診までに3ヵ月程度の待ち時間があつたが、現在では1ヵ月程度に短縮された。

また、診断後の生活動作やコミュニケーションの訓練等、年齢や特性に応じた訓練の環境も改善されている。

今年5月には、発達障がいの専門医療機関と地域のかかりつけ医との連携のあり方等について協議を始めた。



Q: 文部科学省が高等学校の通級設備を制度化したことを受け、通級振替校を富山大学キャンパスに設置し、「富山型アクセシビリティ・コミュニケーションセンター」として、高大連携の一環として整備することについて所見を聞こう。

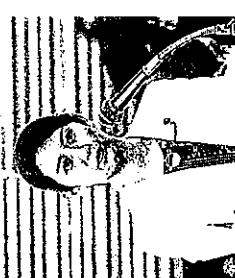
(特別な支援が必要な高校生への支援として、国は来年4月から高等学校の通級設備を制度化する。)

A 知事

本県と富山大学は、平成17年に連携協定を締結し、平成23年度から様々な面で連携を強化しているが、高大連携による高校教育の充実にも取り組んでいる。

提案は、高校での通級指導を実施する際の対応策の一つになり得ると考えている。

まず教育委員会において研究を進め、その上で、大学と実施できるかどうか協議を進めてもらいたい。



改正暴力及び性犯罪等の予防に関する法律

性犯罪を撲滅化する「刑法の一部を改正する法律」が6月10日に参議院本会議において可決・成立した。

第1条に、罪名が「強姦」から「強制性交罪」に改められ、構成要件も性別を問わなくとも適用され、法定刑の上限が引き上げられた。

第2条に、「監護者からせつ罪」及び「監護者性交等罪」が新設され、18歳未満の者に対して、監護する者である以上の影響力に乘じて、わいせつな行為もだは性交等をした者に対する罰則が新設された。

第3条に、強姦罪等が非報告罪化された。

第4条に、同一の機会に強盗の罪と強制性交等の罪を犯した場合、現行の強盗強姦罪と同様の法定刑で処罰されることがなった。

今年の厚生労働省で、小学校の欺弱が発生率に在籍している児童数は100のうちで、週級指導を受けている児童数は666名と合わせると、277名と。5年前より、1100名の増加、率にして67%増となつている。

また由教委の特設支援学校に在籍している児童数は400名で、週級指導を受けている児童数は44名と合わせると、54名の伸び方におり、5年前より12名の増加、率にして26%増となつている。

一方、特設支援学校に在籍している児童数は277名で、5年前の120名の伸びぶりと比較してみると。

しかし、高校や大学入学者に発達障がいが認知され、支援の必要性が指摘されるケースや意見されており、文部科学省では、平成30年度から高等学校における通級の設置を制度化した。

Q: 特別支援学校、小中学校における特支免除の保有率の推移について聞こう。

A 教育長

平成28年度における本県教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校では75%で、5年前の74%から微増している。また小中学校では79%で、5年前の67%から増加している。

Q: 高生以上隣に発達障がいが認明した場合の支援について所見を聞こう。

A 厚生部長

発達障がいには、本人や周囲も発達障がいの認識がなく、高校化や大学化、さらには社会人になってから、対人関係などで様々な困難や懸念を抱えるケースがあると認識している。

本県においても、昨年度、発達障害者支援センターに対して、高校生以上の方184人から相談があり、うち35人が高校生とその家族からだった。同センターでは、高校とも連携し、発達障がいの特性に関する理解や、集団生活を送る上で必要な支援や助言等を行っている。

また、家族等が適切な対応ができるよう、保護者向け講座の開催やハンドブックの作成・配布を行っている。

Q: 犯罪による事件化や、これまで児童相談所にて対応していた問題が事件として扱われるこじから、それとの対応について聞こう。

A 犯罪本部長

児童虐待の疑いがある事案を認知した場合は、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした組織的対応を図り、児童相談所への確実な通告を行っているほか、虐待の可能性が低い場合であつても、児童相談所、市町村等関係機関に対する照会と情報共有を図っている。

過去5年間の社会的虐待を含めた児童虐待は、平成24年が65件であったが、平成28年には、123件と増加しており、関係機関との更なる連携の強化が必要と認識している。

A 厚生部長

親子等の間で行われたわいせつ行為等について、暴行や脅迫の事実がないこと、児童福祉法違反等でしか処罰できなかつたものが、より厳罰化されたものと認識している。

児童相談所では、告発等が必要な場合は、警察と十分協議して対応していくべきだ。

さらに、既では、今後から新たに児童虐待認定を実施した「既往歴記載欄修復」を実施するが、今回の改正を踏まえた内容として、必要な専門的知識や技術の向上に努めたい。

Q: 未来春までのリストップ支援センターの開設に向けて、人材育成の計画、対応形態、広報について聞こう。

A 知事

支援センターの開設に向けて、この4月に、専門的な知識と経験を有する専門職員を担当課に配置し、支援員の養成と支援に携わる方々のスキルアップを図るために専門研修の実施に向けて準備を進めている。

専門研修は、今作り方に開設して来年2月までの講座を終了している。男性の性暴力被害の実態と対応に関する講義を取り入れるほか、「相談業務を全開講解としていく」という方針を立てている。

また、開設に当たっての広報は、未成年者の被害者が多いことや潜在化しやすいなどの特性を踏まえて工夫したい。



政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年9月26日

報告者*

奥野詠子

事務番号	1402	事業概要	新聞購読			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
北日本新聞 7~8月分 富山新聞 7~8月分						
内 容						
経費の内容	金額(円)	備考				
北日本新聞	6,144	3072×2				
富山新聞	6,144	3072×2				
合計	12,288					

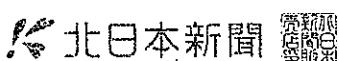
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2017年7月分 領 収 証 発行番号 00000905-201707-1
奥野 詠子 様

名 標	部数	金 額	合 計 金 額
北日本新聞朝刊	1	3,072	¥3,072 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

当社で購読申込み下さい
お支金額にてお支払い下さい



收受 平成29年9月26日
 決裁 平成29年9月26日
 処理 平成29年9月26日

2017年8月分 領 収 証 番号 00000905-201708-1

奥野 詠子 様

北日本新聞朝刊 1 3,072

合計金額

¥3,072

(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

北日本新聞

販売店
販売店

領收証

17年 07月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

領收証

17年 08月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年9月26日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1403	事業概要	電気代			
対象項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容	8月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	5,318 円の内 2,659 円/月 2,659 円/月				
経費の内訳	金額(円)	備考				
事務所費 電気代	2,659	5,318 円の1/2 8月分				
合計	2,659	/				

《領収書貼》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社			
平成 年 月分	29 8	金額	5 3 1 8	円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円	393
お支払期日	9月21日		精算額(再掲) 円	
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。				
ご使用場所：高山市 大町2区283 古川用ビル1F				
お客様番号	計算区：17			
契約番号	合計金額	消費税等相当額 (再掲)		
2111	5318	393		
合計	5318	393		

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL: 0120-776453

○収納印のないものは金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはあります。

○裏面をご覧ください。

上記金額を領取いたしました。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

受取 平成29年9月26日
 決裁 平成29年9月26日
 処理 平成29年9月26日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29年 9月 26日

報告者*

奥野詠子

管理番号	1404	事業概要	事務所賃料			
収支項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費	・05_会議費 ・10_人件費
内 容	事務所・駐車場 賃料	10月分	(9/19)			
	事務所費	51,500	円/月の内			
	議員事務所	25,750	円/月			
	詠桜会（後援会）	25,750	円/月			
	駐車場	7,000	円/月の内			
	議員事務所	3,500	円/月			
	詠桜会（後援会）	3,500	円/月			
記 事 項 要 件 費	合計	29,250				
《領收書》	北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控	いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。	すること。)			
お問い合わせ ATMへ振込 振込人さま の組れる しまで大 切に保 持参くた さい。	お取引の種類 振込番号 处理番号 日付 お振込 0051523 29-09-15 銀行番号 預金店番号 科目・口座番号 取扱店番号 0144 基 貨 残 金 確 貨 残 金 万 円 五 千 円 二 千 円 千 円 500 円 100 円 50 円 10 円 5 円 1 円 時 刻 ご利用手数料 (消費税込を含む) お 取 引 金 額 16:34 ¥432 円 ¥54,000 円 お つり お 取 引 後 の 残 高 円 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 手数料のうち振込手数料 ¥432 お振込日：09月19日 000169 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 様 オクノ イイコ 様 電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。	お問い合わせ ATMへ振込 振込人さま の組れる しまで大 切に保 持参くた さい。	お取引の種類 振込番号 处理番号 日付 お振込 0051527 29-09-15 銀行番号 預金店番号 科目・口座番号 取扱店番号 0144 基 貨 残 金 確 貨 残 金 万 円 五 千 円 二 千 円 千 円 500 円 100 円 50 円 10 円 5 円 1 円 時 刻 ご利用手数料 (消費税込を含む) お 取 引 金 額 16:35 ¥432 円 ¥7,000 円 お つり お 取 引 後 の 残 高 円 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 手数料のうち振込手数料 ¥432 お振込日：09月19日 000170 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 様 オクノ イイコ 様 電話番号 076-492-2828 裏面もあわせてご覧ください。			

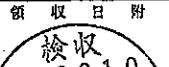
受取 平成 29 年 9 月 26 日
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日
 処理 平成 29 年 9 月 26 日

報告者*

奥野詠子

管理番号	1405	事業摘要	電話代
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・10_人件費
内 容	固定電話 8月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）	8,503 円の内 4,251 円/月 4,252 円/月	
経費の内容	金額(円)	備考	
事務所費 電話代	4,251	8,503 円の1/2 8月請求分	
合計	4,251		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微
電話料金等払込受領証 A 両日本ご利用分
すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

西日本ご利用分	
ご請求先氏名 奥野 詠子 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2017年 8月ご請求分	
金額(円) ¥8,503-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
領收日附印	
 238010 117.8.24	

收受 平成 29 年 9 月 26 日
決裁 平成 29 年 9 月 26 日
処理 平成 29 年 9 月 26 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29 年 9 月 26 日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1406	事業概要*	人件費				
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費					
内容	8月分						
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 者				
	人件費	75,000	150,000円の、1/2 8月分				
	《合 計》*	75,000					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)							

收受 平成 29 年 9 月 26 日
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日
 処理 平成 29 年 9 月 26 日

勤務実績表

平成29年8月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	火	9:00 ~ 16:00	6	16	水	9:00 ~ 16:00	6
2	水	9:00 ~ 16:00	6	17	木	9:00 ~ 16:00	6
3	木	9:00 ~ 16:00	6	18	金	9:00 ~ 16:00	6
4	金	9:00 ~ 16:00	6	19	土		
5	土			20	日		
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火	9:00 ~ 16:00	6
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水	9:00 ~ 16:00	6
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6
11	金			26	土		
12	土			27	日		
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6
14	月			29	火	9:00 ~ 16:00	6
15	火			30	水	9:00 ~ 16:00	6
小計				小計			
				合計			

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50% 75,000円

奥野詠子 その他費用50% 75,000円

報告者* 奥野詠子

整理番号	1657	事業概要	県政報告送付代
用途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費
06_資料作成費			03_広聴広報費
07_資料購入費			04_要請陳情等活動費
			05_会議費
			06_事務所費
			09_事務費
			10_人件費
内容	県政報告 vol. 20 8月送付 支払い9月 後納郵便 @ 65円 4,829通 313,885円		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	郵送費	298,190	313,885円*0.95%
	《合計》*	298,190	

領 収 書 (Receipt)

発行日 2017年10月 6日

お客様氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

右記、金額を 2017年 9月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

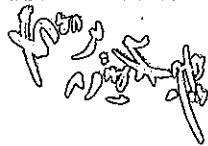
ご請求番号
(Billing ID) 322130-1007789-00ご請求の内訳
(Billing Details) 2017/08/01~2017/08/31 料金後納ご利用
用額領収金額 (Amount Paid) 314,347 円
(うち消費税相当額) 23,283 円金融機関 北陸
本店営業部

日本郵便株式会社



印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

受取 半成 29 年 10 月 18 日
決裁 平成 29 年 10 月 19 日
処理 平成 29 年 10 月 19 日



報道等でも多く取り上げられていますが、県内で議論を二分している大きな課題が、県立高校の再編統合問題です。

県立高校の再編統合については、県立高校の在り方検討会等の審議会にて、長い時間かけて検討されてきましたが、いよいよ地域毎に住民との意見交換会も始まり、議論は激化しています。

「一学年3学級以下の小規模校を再編統合の対象校とする」ことが最もいい」という、審議会での取りまとめが先行し、県議会や小規模校を抱える地域が猛反発するといった事態にも発展しました。

教育委員会は、現在、対象を小規模校に限定せず、地域アロック（富山、高岡、砺波、新川）毎におおむね2校ずつを再編統合することで、小規模校、中規模校、大規模校のそれぞれの形を残し、子供たちの選択の幅を確保する案を提案しています。

これまでの経過を見ると、私は「なぜ再編が必要なのか」という議論のベースが共有できていないと感じます。ただ「子供のために」というフレーズを繰り返す現状の議論では、何が子供たちにとって良いのか、価値観の問題に終始し、教育委員会の「子供のために大規模校が必要」という主張の中には、小規模校の子供の成績や、子供がどう感じているのかといった評価が十分になされていません。また「厳しい財政状況」についてはまったく触れられず、統合によるコスト縮減額や、削減した分の使い道についての展望が説明されない現状では判断のしようがありません。

「母校がなくなる」、「地域から学校がなくなる」という選択肢を皆さんに受け入れてもらうには、「なぜ再編が必要なのか」、その目的を共有し、再編統合することでもたらされるメリットを提案する必要があるでしょう。より多くの県民の皆さんから賛同を得られるように十分に議論を深めなくてはならないと考えています。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeikiko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友達リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いします。
本アカウント 奥野恵子(@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野恵子県議 後援会 諸桜会(@eikoi)

連絡 先
議員事務所
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 E-mail: [REDACTED]

発行：自由民主党
富山県議会

皆様お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

今年の夏は、例年以上に台風が猛威を振るい、全国的に大雨や土砂災害の被害が相次いでいます。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。また豪雨の影響で、日曜時間が着しく少なくなっています。行楽や露地栽培の野菜の生育等が心配されます。自然の尊厳を感じることから、備えの大切さを改めて実感しております。

さて、議員生活も7年目を迎え、これまで4年間所属した教育警察常任委員会を離れ、新たに農林水産常任委員会に所属いたしました。農林水産分野に關係する皆様のご意見をしっかりと伺い、積極的に県政に反映させていく所存です。農林水産分野に関しては、今まで以上にご指導賜れば幸いです。

委員会では、こそ都市農業の在り方について、当局側と議論をさせていただきました。私の地元である旧富山市南部地域では、市街化区域内の農地が多く、農地でありながら、住宅開発を前提として、宅地並みの固定資産税と都市計画税が課せられています。

しかし、新たに都市農業振興基本法という法律ができ、市街地の農地は「宅地化するもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけが変更されました。これに伴い「都市にあるべき農地」としての機能や税制についても考え方や時期に来ています。時代に即した仕組みが作れるよう、今後も議論を深めていかなければと思ふます。

富山県議会議員
奥野恵子

一 質 問 平成29年6月2日 部長会議

Q 改正刑法における犯害被患者等の支援について

Q: 県りハビリテーション病院・こども支援センターで発達障がい診断されている子供の数は、平成24年度の約370名から平成26年度には約560名、また平成28年度には約170名へ七年々増加していく。

Q: 昨年1月、富山県りハビリテーション病院・こども支援センターが開院したが、発達障がい児への対応について、改善された点と今後の取組みについて聞こう。

A 知事 重症児等への対応や特別な医療ニーズを有する子供への支援拠点施設として、立場の見直し精神科医の採用や臨床心理士の増員等により、創設までに3ヶ月程度の待ち時間があったが、現在では1ヶ月程度に短縮された。

また、診断後の生活動作やコミュニケーションの訓練等、年齢や特徴に応じた訓練の環境も改善されている。

今年5月には、発達障がいの専門医療機関と地域のかかわりつけ医との連携のあり方等について協議を始めた。



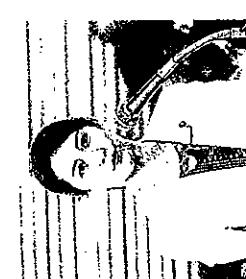
Q: 文部科学省が高等学校の通級認定を制度化したところを受け、通級認定校を富山大学キャンパスに設置し、「富山型アセセビコティ・コミュニケーション支援」として、高大連携の一環として整備することについて所見を聞こう。

(特別な支援が必要な高校生への支援として、国は来年4月から高等学校的通級認定を制度化する。)

A 知事 本県と富山大学は、平成17年に連携協定を締結し、平成23年度から様々な面で連携を強化しているが、高大連携による高校教育の充実にも取り組んでいる。

提案は、高校での通級認定を実施する際の対応策の一つになり得ることとしている。

まずは教育委員会において研究を進め、その上で、大学と実施できるかどうか協議を進めてもらいたい。



性犯罪を厳罰化する「刑法の一部を改正する法律」が6月16日に参議院本会議において可決・成立した。

第1に、罪名が「強姦」から「強制性交等」に改められ、構成要件も性別を問わないと見直され、法定刑の下限も引き上げられた。

第2に、「強姦者わいせつ罪」及び「強姦者性交等罪」が新設され、18歳未満の者に対する、強姦する者であるとの影響力に乗じて、わいせつな行爲または性交等とした者に対する懲罰が新設された。

第3に、強姦罪等が非難無罪にされた。

第4に、同一の機会に複数の罪と複数性交等の罪を犯した場合、現行の強姦説明罪と同様の法定刑で懲罰されることが可能になった。

今年5月1日時点で、小学校の特別支援学校に在籍している児童数は1035名で、通級指導を受けている児童数は606名で合計で1725名。5年前より、110名の増加、率にして6%増加している。

また中学校の特別支援学校に在籍している生徒数は405名で、通級指導を受けている生徒数は448名で合計で549名で、5年前より、5年前より112名の増加、率にして26%増加している。

一方、特別支援学校に在籍している児童生徒数は1279名で、5年前の1200名の相比べると増加している。

しかし、高校や大学入学後に発達障がいが発覚され、支援の必要性が指摘されるケースも随分これまでおり、文部科学省では、平成30年度から高等学校における通級の設置を制度化した。

Q: 特別支援学校、小中学校における特支免許の保有率の推移について聞こう。

A 教育長

平成28年度における本県教員の特別支援学校教師免許率の保有率は、特別支援学校では72%で、5年前の74%から微増している。また小中学校では79%で、5年前の67%から増加している。

Q: 高校生以上に発達障がいが判明した場合の支援について所見を聞こう。

A 厚生部長

発達障がいには、本人や周囲も発達障がいの認識がなく、高齢化や大人化、さらには社会人になってから、対人関係などで様々な困難や問題を抱えたりするがあると認識している。

本県においても、昨年度、発達障がい支援センターに対して、高校生以上の方184人から相談があり、うち35人が高校生とその家族からだった。同センターでは、高校とも連絡し、発達障がいの特性に関する理解や、県内生活を送る上で必要な支援や助言等を行っている。

また、家族等が適切な対応ができるよう、保護者向け講座の開催やハンドブックの作成・配布を行っている。

Q: 警察による事件化や、これまで児童相談所にて対応していた問題が事件として扱われるといじらり、それそれのお話について聞こう。

A 警察本部長

児童虐待の疑いがある事案を認知した場合は、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした総合的対応を図り、児童相談所への確実な通告を行っているほか、虐待の可能性が低い場合であっても、児童相談所・市町村等関係機関に対する照会と情報共有を図っている。

過去5年間の性的虐待を含めた児童虐待は、平成24年が66件であったが、平成28年には、122件と増加しており、関係機関との更なる連携の強化が必要と認識している。

A 厚生部長

児童等の間で行われたわいせつ行為等について、暴行や脅迫の事実がないと、児童相談社派遣反対でしか判断できなかつたものが、より厳格化されたものと認識している。

児童相談所では、告発等が必要な場合は、警察と十分協議し対応していくべきだ。

さらに、県では、今後から新たに児童虐待に対する「児童福祉用具川後修復」を実施するが、今回の改正を踏まえた内容として、必要な専門的知識や技術の向上に努めたい。

Q: 来年春までのロースクール支援センターの開設に向け、人材育成の計画、対応態勢、広報について聞こう。

A 知事

支援センターの開設に向けて、この4月に、専門的な知識と経験を有する専門職員を担当課に配置し、支援員の養成と支援に携わる方々のスキルアップを図るために専門修習の実施に向けて準備を進めている。

専門修習は、令和元年9月に開校し、来年2月までの講義を中心としている。男性の性暴力被害の実態を中心に明にする講義を取り入れるほか、精神疾患公明講義として多くの性暴力の件についても講義を予定している。

また、開設に備えての広報は、未成年者の被害者が多いことや潜在化しやすらなどの特性を踏まえて工夫したい。



報告者*

奥野詠子

整理番号	1658	事業概要*	新聞購読				
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容	北日本新聞 9月分 富山新聞 9月分						
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考				
	北日本新聞	3,072	9月分	3,072 円			
	富山新聞	3,072	9月分	3,072 円			
	《合 計》*	6,144					

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成29年10月18日
 決裁 平成29年10月19日
 処理 平成29年10月19日

領収証

17年 09月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

2017年9月分 領収証 番号 00000905-201709-1

奥野 詠子 様

北日本新聞朝刊 1 3,072

¥3,072
(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

富山新聞

北日本新聞

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年10月18日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1659	事業概要	上下水道料			
区分項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容		8月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）	2,418 円の内 1,209 円 1,209 円			
	経費の内容	金額(円)	備考			
	事務所 上下水道代	1,209	2,418 円の1/2 8月請求分			
	(合計)	1,209				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を貼り、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成29年度富山市水道料金等納入通知書兼領収書	
お客様番号 [REDACTED]	
使用者	奥野 詠子 様
納入者	奥野 詠子 様
発行日	平成29年9月15日
納期限	平成29年9月15日
給水装置場所	富山市大町(大町2区)282
使用期間	平成29年6~平成29年8月
口径	20mm
上水道使用水量	2m ³
下水道使用水量	2m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日
平成29年8月請求分	
水道料金	993円
内消費税	73円
下水道使用料	1,425円
内消費税	105円
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	0円
合計金額	2,418円
内消費税	178円
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。	領収日付印
* 領収日付印の押印によって効力が生じます。	[REDACTED]
富山市上下水道事業管理部	富山市上下水道局
出納・収納取扱金融機関	富山市上下水道局
及びコンビニでは収入印紙不要	富山市上下水道局
口座番号 00720-5-960609	富山市上下水道事業管理者
加入者名 富山市上下水道事業管理者	(捺印さまで)

受取 平成29年10月18日
 決裁 平成29年10月19日
 処理 平成29年10月19日

報告者* 奥野詠子

管理番号	160	事業概要	電気代			
区分項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	9月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	4,194 円の内 2,097 円/月 2,097 円/月				
支費の内訳	合計額(円)	金額(円)	消費税等相当額(再掲)(円)			
事務所費 電気代	2,097	4,194	円の1/2 9月分			
(合計額)	2,097					

《領収書貼付》

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	29 9	金 額	4 1 9 4
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円 310
お支払期日	10月20日		精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所：富山市 大町2丁目282 古田ビル1F

お客様番号

前年同一区 47

契 約	金 額	消 費 税 等 相 当 額
211	4194	310
合 计	4194	310

北陸電力株式会社

上記金額を領収いたしました。

お客様サービスセンター

窓口印 13

五 0120-776453

印

○取納印のないものと金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面をご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

收受 平成29年10月18日
 決裁 平成29年10月19日
 処理 平成29年10月19日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29年10月18日

報告者*

奥野詠子

管理番号	1662	事業概要	電話代						
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費							
内 容	<p>固定電話</p> <table> <tr><td>9月請求分</td><td>8,523 円の内</td></tr> <tr><td>議員事務所</td><td>4,261 円/月</td></tr> <tr><td>詠桜会（後援会）</td><td>4,262 円/月</td></tr> </table>			9月請求分	8,523 円の内	議員事務所	4,261 円/月	詠桜会（後援会）	4,262 円/月
9月請求分	8,523 円の内								
議員事務所	4,261 円/月								
詠桜会（後援会）	4,262 円/月								
支費の内容	事務所費 電話代	金額(円)	8,523 円の1/2 9月請求分						
合計	4,261								

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ATMまたはゆうちょ銀行 ATM専用端末でお支払いの場合は領収書をお出しください。	ご請求先氏名 奥野 詠子 様
お客様番号 [REDACTED]	2017年 9月ご請求分
金額(円) ¥8,523-	受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	松山支店 印 24747
17.9.20	ローソン高島 掛尾北店
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

收受 平成 29 年 10 月 18 日
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日
 処理 平成 29 年 10 月 19 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年10月18日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1663	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	9月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 9月分	
	《合 計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成29年10月18日
 決裁 平成29年10月19日
 処理 平成29年10月19日

2017年度 賃金合帳

勤務実績表

平成29年9月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金	9:00 ~ 16:00	6
15	金			30	土		
小計				小計			
				合計			

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円

報告者*

奥野詠子

整理番号	1877	事業概要*	新聞購読				
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容	北日本新聞 富山新聞	10月分 10月分					
上記書類に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考				
	北日本新聞	3,072	10月分	3,072 円	/		
	富山新聞	3,072	10月分	3,072 円	/		
	（合計）*	6,144					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)							

收受 平成 29年11月17日
 決裁 平成 29年11月22日
 処理 平成 29年11月22日

2017年10月分 領 収 証 登記番号 00000905-201710-1
奥野 詠子 様

北日本新聞朝刊	1	3,072	金額	¥3,072
(消費税込み)				

ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

北日本新聞

領收証 17年 10月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額 合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当

購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年11月17日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1878	事業概要	電気代			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	10月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	3,826 円の内 1,913 円/月 1,913 円/月				
金額の内訳	事務所費 電気代	1,913	3,826	円の1/2 10月分		
合計	1,913					

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社					
平成 年 月分	29 10	金額	3 8 2 6	円		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			様	消費税等相当額(再掲) 円	
お支払期日	11月20日			精算額(再掲)	円	
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。						
ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F						
お客様番号	計算区 1.7					
契 約	金 額	(円)	消費税等相当額	(円)		
211	3826		283			
合 計	3826		283			

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはできません。

○裏面もご覧ください。

料金を領収いたしました。

領 収 書 附 印

5万円(消費税等相当額
を除く)以上印紙貼付
(お客様控)2485

收受 平成29年11月17日

決裁 平成29年11月22日

処理 平成29年11月22日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29年11月17日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1879	事業概要	上下水道料			
支金項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	10月請求分 議員事務所 詠桜会(後援会)	2,288 円の内 1,144 円 1,144 円				
領収書貼付欄	領収書貼付	領収書貼付	領収書貼付			
費用	各費の内容	金額(円)	備考			
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 10月請求分			
	合計	1,144				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

(公)

平成 29 年度 富山市水道料金等 納入通知書 兼 領 収 書	
お名さま番号 [REDACTED]	
使用者	奥野 詠子 様
納入者	奥野 詠子 様
発行日	平成 29年 11月 1日
納期限	平成 29年 11月 15日
給水装置場所	富山市大町(大町2区) 282

使用期間 平成29.8.2~平成29.10.6	
口径	20 mm
上水道使用水量	用途 家事用 1m ³
下水道使用水量	1m ³
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日
平成29年10月請求分	
水道料金	928円
内消費税	68円
下水道使用料	1,360円
内消費税	100円
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	0円
合計金額	2,288円
内消費税	168円

お間合せ窓口は裏面に記載しております。
* 領収日付印の押印によつて
効力が生じます。

領 収 日 付 印

富山市上下水道事業管理課
出納・取扱金額機関
及びコンビニでは取扱い紙不要
印鑑番号 00720-5-360659
加入者名 富山市上下水道事業管理課
(お客様さまで)

受領 平成 29 年 11 月 17 日
決裁 平成 29 年 11 月 22 日
処理 平成 29 年 11 月 22 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年11月17日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1880	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	12月分	(11/16)	51,500 円/月の内		
	事務所費			25,750 円/月		
	議員事務所			25,750 円/月		
	詠桜会（後援会）			7,000 円/月の内		
	駐車場			3,500 円/月		
	議員事務所			3,500 円/月		
	詠桜会（後援会）					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*		備考		
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	12月分	/	
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	12月分	/	
	《合計》*	29,250				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成29年11月17日
 決裁 平成29年11月22日
 処理 平成29年11月22日

 北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

■ 北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の回数は下記のとおりでございます。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29 年 11 月 17 日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1881	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・10_会議費 ・10_人件費
内容	固定電話 10月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）	8,527 円の内 4,263 円/月 4,264 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 者
	事務所費 電話代	4,263	8,527 円の1/2 10月請求分
	(合 計)*	4,263	

『領収書貼付枠』 (原則) 領収書を電話料金等払込受領証と併記すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

西日本ご利用分	
ご請求先氏名 奥野 詠子 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2017年10月ご請求分	
金額(円) ¥8,527-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	
領 取 日 附 印	
 7.11-2 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用) → お客様	

收受 平成 29 年 11 月 17 日
決裁 平成 29 年 11 月 22 日
処理 平成 29 年 11 月 22 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 29 年 11 月 17 日

報告者*

奥野詠子

整理番号	1882	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費	
内容	10月分		
上記事項に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 10月分
	《合 計》*	75,000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成 29 年 11 月 17 日
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

2017年度 債金合帳

生年月日	雇入年月日	所屬	氏名	性別
	2017.2.1	奥野詠子		

賃金計算期間	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
労働日数	20	20	21	20	20	20	20	21					142
労働時間	120	120	126	120	120	120	120	126					852
休憩時間													0
休憩外勤務時間													0
休憩労働時間													0
休憩深夜労働時間													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,050,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,050,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,050,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1,050,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	60,900
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	60,900
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	989,100
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	9/20	10/20					
領収印	●	●	●	●	●	●	●	●					

勤務実績表

平成29年10月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月			24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
				31	火	9:00 ~ 16:00	6
小計			54	小計			72
				合計			126

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円

報告者* 奥野詠子

登録番号	2239	事業概要	新聞購読	
用途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	北日本新聞 11月分 富山新聞 11月分			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	北日本新聞	3,072	11月分	3,072 円
	富山新聞	3,072	11月分	3,072 円
	《合 計》	6,144		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 29 年 12 月 26 日
 決裁 平成 29 年 12 月 26 日
 処理 平成 29 年 12 月 27 日

2017年11月分 領 収 証 00000905-201711-1
奥野 詠子 様

北日本新聞朝刊	1	3,072	¥3,072
(消費税込み)			

ご購読ありがとうございます。 (有)掛尾新聞販売店
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

手帳 備考欄

お名前: 奥野 詠子 様

北日本新聞



領收証 17年 11月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成29年12月26日

報告者* 奥野詠子

監理番号	2240	事業摘要	電気代			
領用項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
11月分			5,357 円の内			
議員事務所			2,678 円/月			
詠桜会（後援会）			2,679 円/月			
内容						
経費の内容	金額(円)	備考				
事務所費 電気代	2,678	5,357 円の1/2 11月分				
合計	2,678					

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社				
平成 年 月分	29 11	金額	5 3 5 7	消費税等相当額(再掲) 円	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		396		
お支払期日	12月20日		精算額(再掲) 円		
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。					
使用場所 富山市 大町2丁目282 高田ビル1F					
お客様手書き	17				
契約	金額	消費税等相当額 (再掲)			
29.11	5357	396			
合計	5357	396			
上記金額を領收印押印しました。 12月29日 領收印 附印					
北陸電力株式会社					
お客様手書き					
0120-776453					

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客様)2485

収受

平成29年12月26日

決裁

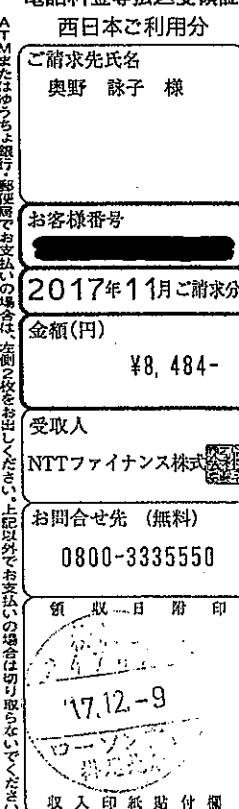
平成29年12月26日

処理

平成29年12月27日

報告者*

奥野詠子

整理番号	2242	事業概要	電話代
使金項目*	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	固定電話 11月請求分 8,484 円の内 議員事務所 4,242 円/月 詠桜会(後援会) 4,242 円/月		
上記事業費を支拂ふ場合は、領収書を提出して下さい。	経費の内容	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 11月請求分
《合 計》	4,242		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微		電話料金等払込受領証 すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)	
 <p>ご請求先氏名 奥野 詠子 様</p> <p>お客様番号 [Redacted]</p> <p>2017年11月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥8,484-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先(無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 書 一 日 附 印</p> <p>17.12.9</p> <p>受取印 [Redacted]</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>			

收受 平成 29 年 12 月 26 日
 決裁 平成 29 年 12 月 26 日
 処理 平成 29 年 12 月 27 日

報告者*

奥野詠子

整理番号	2243	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	11月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	11月分
	(合計)*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成29年12月26日
 決裁 平成29年12月26日
 処理 平成29年12月27日

2017年度 帳合金賃

勤務実績表

平成29年11月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水	9:00 ~ 16:00	6	16	木	9:00 ~ 16:00	6
2	木	9:00 ~ 16:00	6	17	金	9:00 ~ 16:00	6
3	金			18	土		
4	土			19	日		
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木		
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土		
11	土			26	日		
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6
小計				小計			
				合計			

賃金月額

150,000 円

自由民主党県議会議員

奥野詠子 政務活動費50%

75,000円

奥野詠子 その他費用50%

75,000円

政務活動費對象事業實績報告書

報告日* 平成30年2月6日

報告者*

奥野詠子

管理番号	2613	事業概要	事務所賃料		
便益項目	08_事務所費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費			
内容	事務所・駐車場 賃料 1月分 (12/15)				
	事務所費	51,500	円/月の内		
	議員事務所	25,750	円/月		
	詠桜会（後援会）	25,750	円/月		
	駐車場	7,000	円/月の内		
	議員事務所	3,500	円/月		
	詠桜会（後援会）	3,500	円/月		
経費の内容	金額(円)	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	1月分	
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	1月分	
総合	293,250				

收受 平成 30 年 2 月 7 日
決裁 平成 30 年 2 月 8 日
処理 平成 30 年 2 月 8 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年2月6日

報告者* 奥野詠子

登録番号	2614	事業種別	上下水道料			
区分項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	12月請求分	2,418 円の内				
	議員事務所	1,209 円				
	詠桜会（後援会）	1,209 円				
経費の内容	金額(円)を	備考				
事務所 上下水道代	1,209	2,418 円の1/2 12月請求分				
合計	1,209					

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

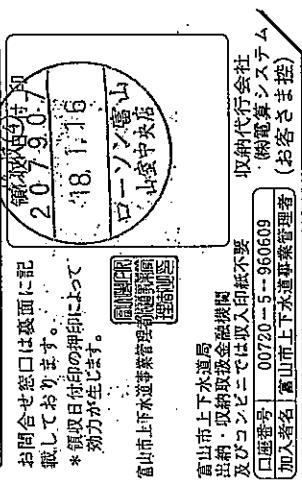
平成29年度 富山市水道料金等
納入通知書 領収書
お客様番号 [REDACTED]

使用者 奥野 詠子 様
又納入者 奥野 詠子 様
発行日 平成30年1月4日
納期限 平成30年1月15日

上水道使用水量 20mm 口径
下水道使用水量 2m³
し尿くみ取り日・量 月 日 月 日 月 日

給水器量器所 富山市大町(大町2区) 282

平成29年12月請求分	
水道料金	993円
内消費税	(73円)
下水道使用料	1,425円
内消費税	(105円)
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	(0円)
合計金額	2,418円
内消費税	(178円)



收受 平成30年2月7日
決裁 平成30年2月8日
処理 平成30年2月8日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年2月6日

報告者* 奥野詠子

監理番号	2615	申請機関	電話代	
便益額目	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	<p>固定電話 12月請求分 8,524 円の内 議員事務所 4,262 円/月 詠桜会（後援会） 4,262 円/月</p>			
領収の内容	金額(円)	備考		
事務所費 電話代	4,262	8,524 円の1/2 12月請求分		
合計	4,262			
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 奥野 詠子 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2017年12月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥8,524-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日 附印 7.12.30</p> <p>取印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>				

受取 平成30年2月7日
 決裁 平成30年2月8日
 処理 平成30年2月8日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年2月6日

報告者* 奥野詠子

整理番号	2616	事業種別	電気代			
備考欄	08_事務所費 06_資料作成費	01_調査研究費 06_資料購入費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内 容	12月分	7,181 円の内				
	議員事務所	3,590 円/月				
	詠桜会（後援会）	3,591 円/月				
上記金額に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	事務所費 電気代	3,590	7,181 円の1/2 12月分			
	合 計	3,590				

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	29 12	金 額	7 1 8 1 円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子 消費税等相当額(再掲) 円 531		
お支払期日	1月18日	精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区2832 吉田ビル1F

お客様番号

前回区 17

契 約	金 額	消 費 税 等 相 当 額
211	7181	531
合 計	7181	531

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

○収納印のないもの、金額を訂正したもののは無効です。

○本票により集金人が集金することはあります。

○裏面もご覧ください。

記金額を領収せました。

領 7/12/30 附 印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

受取 平成30年2月7日
 決裁 平成30年2月8日
 処理 平成30年2月8日

(お客様控)2485

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年2月6日

報告者* 奥野詠子

整理番号	2617	事業概要	人件費	
使金項目	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	12月分			
上記 用紙 に記載 した 経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	12月分
	《合 計》	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成30年2月7日
 決裁 平成30年2月8日
 処理 平成30年2月8日

2017年度 帳合金賃

勤務実績表

平成29年12月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金		
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土		
				31	日		
小計				小計			
				合計			

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者* 奥野詠子

整理番号	2846	事業概要	県政報告作成					
使金項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費		
	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費			
内容	県政報告 v o l . 21 6,000部							
上記事業に要する経費	経費の内容*	金額(円)*	備考					
	印刷費	259,200	県政報告v o l . 21 6,000部 259,200円					
	《合計》	259,200						
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)								

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

領收証

東野詩山 様

30年1月29日

7 259.20

但し 県政報告 Vol.2 | 6,000部

上記の金額正に領収いたしました



有限会社 平野綜合印刷社
〒939-8208 富山市布瀬町南2丁目3番9号
TEL 0761(425)8102
代表取締役 平野 敏

請求書

PAGE 1
No. 00000251

壳上日 平成30年01月12日

奥野詠子 様

(有) 平野総合印刷社

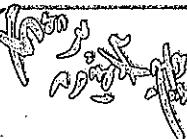
(有) 平野 総合印刷社
代表取締役 久
〒939-8208 富山市西瀬戸町南2番地3-9
TEL 076-425-8102 FAX 076-491-4053
振込先 北陸銀行越前町支店 当座 10310
振込先 北陸銀行越前町支店 普通 10310

Q. 来年度から、高等学校における通級制度が導入されるが、本県の検討状況について聞かせてください。単位制高校において必要なスキルが修得できるよう取組みを進めるべき。また、高大連携として特別支援教育を取り組むべき。

中学校で通級指導教室や、特別支援学級に在籍していた生徒が高校に進学している。文部科学省では、高校においても一人ひとりの教育的ニーズに即した適切な指導と必要な支援を提供するため、来年度から高校における通級制度を導入する。

平成29年11月末時点で、47都道府県中、本県でも初年度から制度を導入すべきと提言。

A. 教育長 通級制度導入には、生徒の自尊感情や、心理的な抵抗感にも配慮する必要があり、本県では、定期制高校に導入できないか、検討を進めている。また、議員から本年6月議会でご質問は、ただいた、富山大学との連携について等は、大学の支援室を訪問し、連携の課題等について担当官と意見交換を行つていま



昨年から、また新たな議員提案条例案づくりに取り掛かりました。「中山間地域振興条例（案）」です。県議会の自民党会派内に条例案づくりのPDAプロジェクト（チーム）を発足し私は事務局長を拝命しています。現在は、県内各基礎自治体をまわり、市町村長や中山間地域の方々から意見を頂いている段階です。

なぜいま「中山間地域振興」なのか？ 少子高齢化が叫ばれて久しい中、県内でも中山間地域の人口は減少の一途を辿っています。里山は放置され、耕作放棄地が増え、空き家が目立つようになってきております。この影響は中山間地域だけでなく、街角にも及びます。

近年のアリラ禿頭により手入れの行き届いていない里山は十秒が崩れたり、耕作放棄地では農業用水の管理が滞ることにより、下流の水管理が困難になり、サルやイノシシ等の有害鳥獣の被害も拡大してきております。すでに中山間地域のみの問題ではなくなりました。

さらにその水際対策を打つうにも、公共交通手段の整備や、二次交通手段の制限、買い物等の生活基盤の不便さが、中山間地域の人口減少に拍車をかけています。

これまで農業や林業の振興とともに、グリーンソーリズムの推進で都会からの移住者を増やす施策が進められました。

ましたが、抜本的な対策に乗り出すべき時期に来

ていると判断し、条例案の方向性を見出すべく、議論を進めています。

平成23年の初当選以来、私にとっては6本目の条例案

づくりとなります。富山県にとって、そして県内すべて

の方にとって実りある条例となるよう力を尽くしたいと思

います。

2月議会では、予算特別委員会にて質問いたします。ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook フラッシュエストの際にはメッセージを一緒に送って顶くようお願いします。
Twitter 本アカウント 岩野萌子(@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 菊野萌子(@eikokai)

連絡先

富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(43)5244 FAX 076(44)8421
E-mail: okunoeko@okunoeko.jp

富山市大町2-8-2
TEL 076(42)3530 FAX 076(42)3536



Vol.21

新年おめでとうございます
平成30年1月号
発行：自由民主党
富山県議会



新年おめでとうございます。
皆様におかれましては、良い新春をお迎えのこと、お慶び申し上げます。

本年3月、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が設置される運びとなりました。

最初に性犯罪・性暴力被害者の支援の必要性について取り上げたのは、平成26年の春でした。そこから何度も当局との協議と議会での質問を重ね、平成28年には自民党会派として、議員提案の票参考を制定するに至り、昨年の4月には施行となりました。条例制定に向けて事務局長も務めさせていただきました。思ひ入れもあることながら、大変勉強になりました。

そして、支援センター開設には、県条例と施設展開との整合性が取れるよう準備してきた結果、相談、医療、司法の連携体制、また専門職員の常勤および24時間365日運営の体制整備を行うことができました。日本一の機能を備えたセンターです。これまでご協力いただいた関係の皆様に感謝申し上げます。

何よりも、性犯罪の被害を受けた方には、心と身体のケアに専門家と関連機関が緊密に連携できるようになりましたので、決して一人で抱え込まずに、安心して相談ください。

さて、今年は亥年、「亥」には草木が減るという意味があることから、「次の種まきに向けての新しいステップの年」との解釈がされるそう。新しい事を始める準備に適した年とのことで、心が機械一軒、県政課題の中でも、また新たなテーマに腰を据えて取り組めるよう努めていく所存です。

まだまだ厳しい冬ですが、十分に自愛ください。

皆様にとって今年が良い年になりますことをお祈り申し上げます。

富山県議会議員
奥野萌子

性犯罪・性暴力被害者のための支援センター設立について

性犯罪・性暴力被害者のための支援センター設立について

昨年11月の条例制定以降、コンソーシアムによる設置を協議。11月の定例会見で、知事は平成30年3月からのセンター運営を発表。24時間365日体制の整備を明言した。

Q：犯罪・性暴力被害者のための支援センターの機能と公費負担について問う。

A：知事
A：電話相談及び面接相談から、医療機関や警察署等への同行支援、必要な支援機関とのコラボネットを行なうほか、性感染症の検査や緊急連絡業の専門等の医療費、カウンセリングに対する旅費等も、公費負担を予定している。

本県センターの特徴は、①各種相談等に柔軟性を有する県内のNPO法人に委託。②原則、専門知識と経験を有する助産師等が対応。③夜間や休日も専門の電話相談サービス事業者に電話転送し、24時間365日相談対応。

Q：支援センターを「県民や被害者にじのじのじに開放する」のか問う。
(支援センターの場所は非公表だし、電話連絡の後、足を運んでちらうが懲を予定しているため、専門方に工夫が必要である。)

A：総合政策局長
A：開設や相談電話番号は、各種県の広報媒体を活用し、車用ホームページの開設やパンフレットの作成による周知を予定している。
性犯罪の被害者は、未成年者が約半数を占め、また、誰にも打ち明けることができずには潜在化するケースが多いとされていることから、電話番号やQRコード等を記載した荷物サイズのカードを作成し、中学校・高校・大学等で配布するほか、電話番号等を記載したシールを公共施設等特に女子トイレ内に貼り付けること等を予定している。

Q：未成年でも抱擁しやすら感情が必要とする者が所属を問う。
(「性犯罪・性暴力被害者のためのコンソーシアムセンター」という名前は、長く、暗いイメージがある。)

総合政策局長

A：他県では、約8割で正式名称や相談電話に愛称をつけており、今後、開設準備にあわせ、支県関係者等から意見を聞き、愛称を検討する。

Q：性犯罪・性暴力の被害者の多くが未成年との指摘がある中、学校における平時からの児童生徒への周知・意識啓発にどのように取り組むのか問う。
(ひとりで抱え込まないよう、センターの存在の周知や相談を促すような指導を行なうことが重要である。)

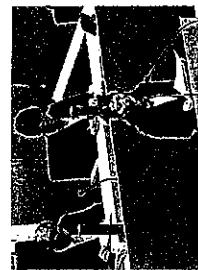
教育長

A：警察庁の発表によると、性犯罪の被害者のうち、小中高校生の占める割合は、平成28年では強姦で25%、強制わいせつでは36%、また検挙件数全体のうち面識のある者から被害を受けた割合は、強姦で57%、強制わいせつで29%となっている。
担当部局と連携し、児童生徒、保護者にセンター開設を周知し、相談を促すよう働きかける。

Q：学校の教員や看護師等が、相談を受けた際に適切に対応するため、学校じコンソーシアムによるセンターとの連携が重要と考えるが、どのように取り組むのか問う。

知事政策局長

A：親族やクラブ活動の指導者等、保護や指導的立場にある者が加害者の場合、被害者が潜在化・継続化・深刻化する可能性が高い。学校において性犯罪・性暴力被害による兆候を早期に探し、適切に対応することが極めて重要である。
今後はセンターを中心となって、教職員に対するセンター開設の周知と機能等の理解促進、また対応等に関する出前授業の拡充、さらに養護教諭等を対象に、専門研修の実施について検討する。



東京オリンピック・パラリンピック競技大会実行本部設立について

Q：開催理念に沿ったまちづくりにじのじに眠り組むのか問う。
(「世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をいくむ実現じるむは大会じするにじ」という基本コンセプトを意識した施策の展開が重要。)

A：知事
A：東京オリンピック・パラリンピックの開催は、地方都市の一層の推進を図る大きなチャンスであり、本県もその効果をうまく取り込んでいく。
これまで、物理的な障壁(バリア)だけでなく、社会的、心理的な障壁を除去するため、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及をハンド・シフト画面から進めている。
今後も、年齢・性別・文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、共に支える合う、富山県らしい共生社会の形成を一層進めたい。



Q：公共交通や体育施設のユニバーサルデザインの普及、特にバリアフリー化を推進すべきと考えるが、空港や駅、体育施設等の進捗状況と今後の取り組みについて問う。

A：厚生部長
A：県施設を整備する際、ユニバーサルデザインに配慮し、優れた取組みに対する表彰を実施している。
バリアフリー化は、整備基準を示し、病院やホテル、公共交通機関、体育施設等で一定の基準を満たすものは、適合証を交付している。
空港のバリアフリー化は完了し、駅は、1日当たり利用者3千人以上の19駅のうち13駅で整備済み、新駅である「高岡やぶなみ駅」や「宇奈月温泉駅」の改修工事において、エレベーターの整備等が行われている。
主要体育馆は、全ての施設で、段差を無くす、あるいはスロープを設置、多目的トイレは39施設で整備。
ユニバーサルデザインの普及・バリアフリー化に努め、福祉のまちづくりを進める。

Q：県体育施設の改修等が必要な状況だが、アスリート養成拠点を統一し、機能強化すべきと考えるか所属を問う。
(アスリート養成拠点には、医・科学的トレーニングの実施、指導員やトレーナーの常駐、宿泊や目的に沿った食事の提供等の機能が必要。)

総合政策局長

A：アスリート養成の拠点は、「競技力向上対策あり方検討会」や、「トップアスリート育成・強化プロジェクト会議」の提言を踏まえ、県総合体育センターを、競技力強化の中核拠点として位置づけており、機能強化を進めてきた。
JISSやNTCとの連携協力により一層競技力強化に取り組みたい。

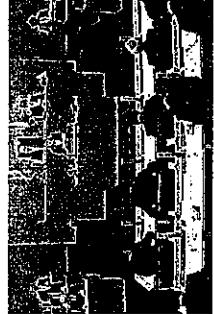
教育課題について

Q：高校再編は、再編により統合する県の学校について、より良い環境になるよう機能強化を図るべき。跡地利用は、市町村のまちづくりに寄与するよう、地元市町村と丁寧に検討・協議すべきと考えるが所属を問う。

(再編後の市町村の総合計画等に与える影響や、周辺施設の統合に併せた高校施設の利活用など、教育行政以外の公共施設の各種計画と調整しながら、高校再編を検討することが必要。)

知事

A：再編統合の対象校等は、県立高校教育振興会議でまとめた指針を踏まえ、私が主導する総合教育会議で十分検討・協議し、決定する。
高校教育を充実するために再編統合を進めていることを十分踏まえ、教育・施設いすれの面においても、より良い教育環境となるよう検討する。
跡地利用は、まずは地元の市町村において、地域の振興や活性化の観点から、活用方法について検討の上、県としても、再編後の地域振興に向けたをき、知恵を出していく。



政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者* 奥野詠子

整理番号	2847	事業概要	新聞購読					
用途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費		
		北日本新聞 12~1月分 富山新聞 12~1月分						
内容								
事業 実績 金額 算出 計算 算出 金額	経費の内容	金額(円)	備考					
	北日本新聞	6,144	3072×2					
	富山新聞	6,144	3072×2					
	《合計》	12,288						

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2017年12月分 領 収 証 登録No.00000905-201712-1

奥野詠子様

名 称	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

上記金額にて領収致しました

年 月 日 領 収

北日本新聞

076-425-4061



收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

2018年1月分 領 収 証 発行No.00000905-201801-1

奥野 詠子 様

路 柄	部数	金 額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

上記金額正に領収致しました。

年 月 日 領収

北日本新聞



領收証

17年 12月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

上記金額正に領収致しました。



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140



ご愛読に感謝いたします。新年を迎えるにあたり、皆様のご多幸をお祈り致します。

領收証

18年 01月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額

3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140



今年もみなさまのご健康とご健勝をお祈り申し上げます。雪害と体調管理に、ご留意を。

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者*

奥野詠子

管理番号	2848	事業概要	事務所賃料			
便益項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 2月分 (1/18)					
	事務所費	51,500	円/月の内			
	議員事務所	25,750	円/月			
	詠桜会（後援会）	25,750	円/月			
	駐車場	7,000	円/月の内			
	議員事務所	3,500	円/月			
	詠桜会（後援会）	3,500	円/月			
上部事業化された経費	経費の内容	金額(円)※	備考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	2月分	/	
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	2月分	/	
	《合計》*	29,250				

《領收

共同出張所

共同出張所

すること。)

お振込 1022299 30-01-18

お振込 1022303 30-01-18

お預い...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。

12:26 ¥432 ¥54,000
手数料のうち振込手数料 ¥432
000087

お預い...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。

12:26 ¥432 ¥7,000
手数料のうち振込手数料 ¥432
000089

オクノエイコ 様

電話番号 076-492-2828

オクノエイコ 様

電話番号 076-492-2828

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者*

奥野詠子

整理番号	2849	事業概要	電気代			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容			1月分 6,783 円の内 議員事務所 3,391 円/月 詠桜会(後援会) 3,392 円/月			
経費の内容			金額(円) *			
事務所費 電気代			3,391 6,783 円の1/2 1月分			
合計			3,391			

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	金額	6 7 8 3	円
30 1			
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲)	502 円
お支払期日		積算額(再掲)	502 円
2月21日			

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客様番号

計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	6783	502
合計	6783	502



上記金額を領収いたしました。

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL: 0120-776453

領 収 日 附 印

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはできません。
- 裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額
を除く)以上印紙貼付
(お客様控)2485

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者*

奥野詠子

整理番号	2850	申請摘要	電話代			
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容		固定電話 1月請求分 8,484 円の内 議員事務所 4,242 円/月 詠桜会（後援会） 4,242 円/月				
上記請求に要した経費		経費の内容	金額(円)	備考		
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 1月請求分			
	合計	4,242				
《領収書貼付枠》（原則、領収書を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）		電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ▲支払期日はお支払いの場合は、ご返却をお出し下さい。 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2018年 1月ご請求分 金額(円) ¥8,484- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 書 日 附 印 18.2.16 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様				

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

報告者* 奥野詠子

管理番号	2851	事業概要	人件費	
用途項目	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	1月分			
上記金額に記載した金額	経費の内容	金額(円)	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	1月分
《合 計》		75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

2017年度
賃金合帳

勤務実績表

平成30年1月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月			16	火	9:00 ~ 16:00	6
2	火			17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水			18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木	9:00 ~ 16:00	6	19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金	9:00 ~ 16:00	6	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月			23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月	9:00 ~ 16:00	6	30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			72
				合計			114

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

報告者*

奥野詠子

機関番号	Z852	専業機関名	事務所賃料
便益項目	03_事務所費 06_資料作成費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料購入費 07_資料費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 3月分 (2/18)		
	事務所費 議員事務所 詠桜会（後援会）	51,500 円/月の内 25,750 円/月 25,750 円/月	
	駐車場 議員事務所 詠桜会（後援会）	7,000 円/月の内 3,500 円/月 3,500 円/月	
	経費の内容	金額(単位)	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 3月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 3月分
合計	詠桜会	29,250	

《領		北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控																																																																																												
いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の明細は下記のとおりでございます。																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>お取引の種類</th> <th>端末番号</th> <th>処理番号</th> <th colspan="2">日付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お振込</td> <td></td> <td>1376950</td> <td colspan="2">30-02-18</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>預金店番号</td> <td></td> <td>科 目・口座番号</td> <td>取扱店番号</td> </tr> <tr> <td colspan="5">0144</td> </tr> <tr> <td>お願い……</td> <td>紙 币 収 究</td> <td>硬 貨 収 究</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>万 円</td> <td>五 千 円 二 千 円</td> <td>千 円</td> <td>500円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>時 刻</td> <td colspan="2">ご利用手数料 (消費税等を含む)</td> <td colspan="2">お 取 引 金 額</td> </tr> <tr> <td>15:31</td> <td colspan="2">¥540円</td> <td colspan="2">¥54,000円</td> </tr> <tr> <td>お つり</td> <td colspan="4">お 取 引 後 の 残 高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">手数料のうち振込手数料 ¥432</td> </tr> <tr> <td colspan="5">お振込日：02月19日 000311</td> </tr> <tr> <td colspan="5">お振込先、お振込先明細ご案内</td> </tr> <tr> <td colspan="5">オクノ エイコ 様</td> </tr> <tr> <td colspan="5">電話番号 076-492-2828</td> </tr> <tr> <td colspan="5">裏面もあわせてご覧ください。</td> </tr> </tbody> </table>					お取引の種類	端末番号	処理番号	日付		お振込		1376950	30-02-18		銀行番号	預金店番号		科 目・口座番号	取扱店番号	0144					お願い……	紙 币 収 究	硬 貨 収 究			万 円	五 千 円 二 千 円	千 円	500円	100円				50円	10円				5円	1円	時 刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)		お 取 引 金 額		15:31	¥540円		¥54,000円		お つり	お 取 引 後 の 残 高					円				手数料のうち振込手数料 ¥432					お振込日：02月19日 000311					お振込先、お振込先明細ご案内					オクノ エイコ 様					電話番号 076-492-2828					裏面もあわせてご覧ください。				
お取引の種類	端末番号	処理番号	日付																																																																																											
お振込		1376950	30-02-18																																																																																											
銀行番号	預金店番号		科 目・口座番号	取扱店番号																																																																																										
0144																																																																																														
お願い……	紙 币 収 究	硬 貨 収 究																																																																																												
万 円	五 千 円 二 千 円	千 円	500円	100円																																																																																										
			50円	10円																																																																																										
			5円	1円																																																																																										
時 刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)		お 取 引 金 額																																																																																											
15:31	¥540円		¥54,000円																																																																																											
お つり	お 取 引 後 の 残 高																																																																																													
	円																																																																																													
手数料のうち振込手数料 ¥432																																																																																														
お振込日：02月19日 000311																																																																																														
お振込先、お振込先明細ご案内																																																																																														
オクノ エイコ 様																																																																																														
電話番号 076-492-2828																																																																																														
裏面もあわせてご覧ください。																																																																																														

收受 平成 30 年 3 月 6 日
決裁 平成 30 年 3 月 6 日
処理 平成 30 年 3 月 6 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 30 年 3 月 6 日

報告者* 奥野詠子

整理番号	Z85	事業概要	電気代			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容		2月分 議員事務所 詠桜会（後援会）			6,389 円の内 3,194 円/月 3,195 円/月	
記載に誤りのある箇所						
		経費の内容	金額(円)	備考		
	事務所費 電気代	3,194		6,389 円の1/2 2月分		
	(合計)	3,194				

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	30 2	金額	6 3 8 9
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円 473
お支払期日	3月22日	精算額(再掲) 円	
この日を過ぎますと正常利息を申し受けます。			
使用場所 富山市西大町2区232番地 吉田ビル1F			
北陸電力株式会社			
契約	金額	消費税等相当額(再掲)	精算額(再掲)
2,114	3,194	473	473
合計	6,389	473	473
印			
北陸電力株式会社			
領収書一月一附 印			
0120-776455			

- 取扱印のないもの、全額を前回控除ものは無効です。
- 本票でより重複して集金するときはあります。
- 裏面も正しく記入ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま用) 2485

受取 平成 30 年 3 月 6 日
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者* 奥野詠子

整理番号	2854	事業概要	電話代	
用途項目	09_事務費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	固定電話 2月請求分 8,527 円の内 議員事務所 4,263 円/月 詠桜会（後援会） 4,264 円/月			
記載に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	事務所費 電話代	4,263	8,527 円の1/2 2月請求分	
	合計	4,263		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2018年 2月ご請求分 金額(円) ¥8,527- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 貼 印 ローソン 富山 掛尾北店 <small>(金融機関・CVS用)→お客様</small>		

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月6日

報告者*

奥野詠子

登録番号	2855	取扱摘要	人件費			
領収項目	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
2月分						
経費の内容	金額(円)	備考				
人件費	75,000	150,000円の 1/2	2月分			
合計	75,000					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成30年3月6日
 決裁 平成30年3月6日
 処理 平成30年3月6日

2017年度
賃金合帳

性別：
名前：
姓氏：奥野詠子
所屬：
雇入年月日：2017.2.1
生年月日：

勤務実績表

平成30年2月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月			27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6				
15	木	9:00 ~ 16:00	6				
小計		60		小計		54	
				合計		114	

賃金月額 150,000円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月28日

報告者*

奥野詠子

整理番号	3057	事業概要	県政報告送付代											
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費												
内容	県政報告 vol. 21 1月送付 支払い2月 後納郵便 @ 65円 4,813通 312,845円													
経費の内容*	金額(円)*	備考												
郵送費	312,845													
《合 計》*	312,845													

領 収 書 (Receipt)

発行日 2018年3月6日

さま氏名 (Customer)
奥野 詠子

様

右記、金額を 2018年 2月 20日付で
口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1015679-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2018/01/01～2018/01/31 料金後納ご利用
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	330,915 円 24,512 円
金融機関	北陸 本店営業部

日本郵便株式会社



印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

受取 平成 30年3月28日
決裁 平成 30年4月2日
処理 平成 30年4月3日

Q. 来年度から、高等学校における通級制度が導入されるが、本県の検討状況について問う。また、単位制高校において必要なスキルが修得できるよう取組みを進めるべき。また、育成連携として特別支援教育を取り組むべき。(

中学校で通級指導教室や、特別支援学級に在籍していた生徒が高校に進学している。文部科学省では、高校において一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導と必要な支援を提供するために来年度から高校における通級制度を導入する。

平成29年1月天候点で、47都道府県中43自治体で導入予定。6月議会において、本県でも初年度から開催を導入すべきと提言。

A. 通級制度導入には、生徒の自尊感情や心理的な抵抗感にも配慮する必要があり、本県では、定期制高校に導入できないか、検討を進めている。

また、議員から本年6月議会でご提言は、大学の支援室を訪問し、通級の課題について担当官と意見交換を行っていきます。



Vol.21
平成30年1月発行
発行：自由民主党
富山県議会



昨年から、また新たな議員提案条例案づくりに取り掛かりました。「中山間地域振興条例案」です。県議会の自民党会派内に条例案づくりのPT（プロジェクトチーム）を発足し、私は事務局長を任命しています。現在は、県内各基礎自治体をまわり、市町村長や中山間地域の方々から意見を頂いている段階です。

なぜいま「中山間地域振興」となのか？ 少子高齢化が叫ばれて久しい中、県内でも中山間地域の人口は減少の一途を辿っています。里山は放置され、耕作放棄地が増え、空き家が目立つようになってきています。この影響は中山間地域だけでなく、街角にも及びます。

近年のグリーフ豪雨により手入れの行き届いていない里山は土砂が崩れたり、耕作放棄地では農業用水の管理が滞ることにより、下流の水管理が困難になり、サルやイノシシ等の有害鳥獣の被害も拡大してきています。すでに中山間地域のみの問題ではなくなりました。

さらにその水際対策を打つうち、公共施設の施設合や二次交通手段の制限、買い物等の生活基盤の不便さが、中山間地域の人口減少に拍車をかけています。

これまで里山や林業の振興とともに、グリーンツーリズムの推進で都会からの移住者を増やす施設が進められてきましたが、抜本的な対策に乗り出すべき時期に来ていました。議論を進めています。

平成23年の初当選以来、私にとっては6本目の条例案づくりとなります。富山県にとって、そして県内すべての方にとって実りある条例となるよう力を尽くしたいと思います。

2月議会では、予算特別委員会にて質問いたします。
ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧いただけます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。
Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いします。
Twitter 本人アカウント 奥野詠子(@Eiko_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子後援会(@elokai)

富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421
E-mail: okuno@pref.toyama.jp

議員事務所
〒939-8073 富山市大町2-8-2
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536
E-mail: elokai@pref.toyama.jp

連絡先

新年おめでとうございます。
皆様におかれましては、良い新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

本年3月、「性犯罪・性暴力被害者のためのワムストップ支援センター」が設置される運びとなりました。

最初に性犯罪・性暴力被害者の支援の必要性について取り上げたのは、平成26年の春でした。そこから、何度も当局との協議と議会での質問を重ね、平成28年には自民党会派として、議員提案の県条例を制定するに至り、昨年の4月には施行となりました。条例案は向けて事務局長も務めさせていただき、思い入れながら、大変感慨に駆りました。

そして、支援センター開設には、県条例と施策展開との整合性が取れるよう準備してきた結果、相談、医療、司法の連携体制など様々な面で、大変強化になりました。

何よりも、性犯罪の被害を受けた方には、心と身体のケアに専門家と関連機関が緊密に連携できるようになりましたので、決して一人で抱え込まずに、安心して相談ください。

さて、今年は成年「成」には草木が済ぶという意味があることから、「次の種まきに向けての新しいステップの年」との解釈がされるそう。新しい事を始める準備に邁進した年とのことで、心機一軒、県政課題の中でも、また新たなアーマーに腰を据えて取り組むもう一つの存在です。

まだまだ厳しい季節ですが、十分に自重ください。

また今年が良い年となりますことをお祈り申し上げます。

富山県議会議員

奥野詠子

平成30年1月度第1回県政記者会見(記者発表)

犯罪・性暴力被害者支援センター設立について

昨年11月の衆院選挙が終り、ひなべくらひ支援センター（以下、支援センター）の設置を強調。11月の定例会見で、知事は平成30年3月から約1年間運営を発表。2月底3月5日体制の整備も明言した。

Q. 犯罪・性暴力被害者のための支援センターの機能と公費負担について聞きます。

A. 知事

電話相談及び面談相談から、医療機関や警察署等への同行支援、必要な支援機関とのコアディネートを行なうほか、性感染症の検査や緊急避妊薬の処方等の医療、カウンセリングに要する経費等も、公費負担を予定している。

本県センターの特徴は、①各種相談事実績を有する県内のNPO法人に委託。②原則、専門知識と経験を有する助産師等が対応。③夜間や休日も専門の電話相談サービス事業者に電話転送し、24時間365日相談対応。

Q. 支援センターを、県民や被害者にどうにか開拓するのが聞きます。（支援センターの場所は非公表だし、電話連絡の後、足を運んでもらう形態を予定しているため、周知方法に工夫が必要である。）

A. 総務政策局長

開設や相談電話番号は、各種県の広報媒体を活用し、専用ホームページの開設やパンフレットの作成による周知を予定している。性犯罪の被害者は、未成年者が約半数を占め、また、誰にも打ち明けることができずに激化するケースが多くなっていることから、電話番号やQRコード等を記載した名刺サイズのカードを作成し、中学校・高校・大学等で配布するほか、電話番号等を記載したシールを公共施設等の特に女子トイレ内に貼り付けること等を予定している。

Q. 未成年でも相談しやすい環境が整備し得るか所見を聞きます。（「性犯罪・性暴力被害者のためのひなべくらひ支援センター」じゅうづ名前は、長い、暗いイメージがある。）

総務政策局長

A. 他県では、約8割で正式名称や相談電話に愛称をつけており、今後、開設準備にあわせ、支援関係者等から意見を聞き、愛称を検討する。

Q. 性犯罪・性暴力の被害者の多くが未成年じの指摘がある中、学校における平時からの児童生徒への周知・意識啓発にどのように取り組むのか聞きます。（ひとりで抱えておきながら、センターの存在の周知や相談を促すような指導を行なうことが重要である。）

教育長

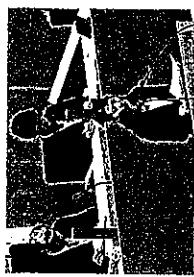
A. 警察庁の発表によると、性犯罪の被害者のうち、小中高校生の占める割合は、平成28年では強姦で25%、強制わいせつでは36%、また強暴行為全体のうち面識のある者から被害を受けた割合は、強姦で57%、強制わいせつで29%となっている。

担当部局ごとに連携し、児童生徒、保護者にセンター開設を周知し、相談を促すよう働きかける。

Q. 学校の教員や養護教諭が、相談を受けた際に適切に対応するため、学校じゅうづ支援センターとの連携が重要となるが、どのように取り組むのか聞きます。

知事政策局長

A. 総務やクラブ活動の指導者等、保護や指導的立場にある者が加害者の場合、被害が普段化・継続化・深刻化する可能性が高い。学校において性犯罪・性暴力被害による光景を早期に探し出し、適切に対応することが極めて重要である。今後はセンターが中心となって、教職員に対するセンター開設の周知と機能等の理解促進、また対応等に関する出前授業の拡充、さらに養護教諭等を対象に、専門研修の実施について検討する。



Q. 县体施設の改修等が必要な状況だが、アスリート養成拠点を統合し、機能強化すべきと考えるが所見を聞きます。（アスリート養成拠点は、医・科学的トレーニングの実施、指導員やセンターの常駐、宿泊や飲食に沿った食事の提供等の機能が必要。）

総務政策局長

A. アスリート養成の拠点は、「競技力向上施策あり方検討会議」や、「トータルアスリート育成・強化プロジェクト会議」の提言を踏まえ、県総合体育センターを、競技力強化の中核拠点として位置づけており、機能強化を進めてきた。

JTCSやNTCなどの連携協力により一層競技力強化に取り組みたい。

NO WORK NO LIFEの実現に向けての取り組みについて

Q. 開催理念に沿った取り組みのもう一つ取り組むのが聞きます。（世界中の人々が多様性と認知の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ架橋となるもう一つの大変にすること）という基本コンセプトを意識した施策の展開が重要。）

A. 知事

北京オリンピック・パラリンピックの開催は、北方創生の一層の推進を図る大きなチャンスであり、本県もその効果をうまく取り込んでいく。これまで、物理的な障壁を除去するため、公共交通機関等のバリアフリーアクセスやユニバーサルデザインの普及をハンド・ソフト両面から進めていく。今後も、年齢・性別・文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、共に支え合う、奮闘らしい共生社会の形成を一層進めたい。



Q. 公共施設や体育施設のユニバーサルデザインの普及、特にバリアフリー化を推進すべきと考えるが、空港や駅、体育施設等の進捗状況と今後の取り組みについて聞きます。

A. 厚生部長

県施設を整備する際、ユニバーサルデザインに配慮し、優れた取組みに対する表彰を実施している。バリアフリーアクセスは、整備基準を示し、病院やホテル、公共交通機関、体育施設等で一定の基準を満たすものは、適合証を交付している。空港のバリアフリーアクセスは全宇廻り、駅は、1日当たり利用客3千人以上の19駅のうち13駅で整備済み、新駅である「高岡やぶなみ駅」や「宇奈月温泉駅」の改修工事において、エレベーターの整備等が行われている。主要体育馆は、全ての施設で、障害を無くす、あるいはスロープを設置、多目的トイレは39施設で整備。ユニバーサルデザインの普及・バリアフリー化に努め、福祉のまちづくりを進める。

教育課題について

Q. 高校再編は、再編により統合する県の学校について、より良い環境になるよう整備強化を図るべき。跡地利用は、市町村のまちづくりに寄与するよう、地域元本部など市町村に検討すべきと考えるが所見を聞きます。

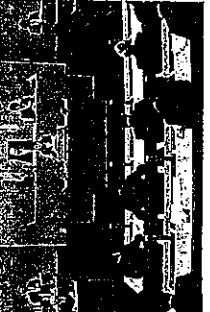
（再編後の市町村の総合計画等に与える影響や、周辺施設の整備に併せて高校施設の利活用など、教育行政以外の公共施設の各種計画と調整しながら、高校再編を検討していく必要。）

A. 知事

再編統合の対象校等は、県立高校教育振興会議でまとめた指標を踏まえ、私が主導する総合教育会議で十分検討・協議し、決定する。

高校教育を充実するために再編統合を進めていることを十分踏まえ、教育・施設いずれの面においても、より良い教育環境となるよう検討する。

跡地利用は、まずは地元の市町村において、地域の振興や活性化の観点から、活用方法について検討の上、県としても、再編後の地域振興に向け汗をかき、知恵を出していく。



政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月28日

報告者*

奥野詠子

整理番号	3052	事業概要	上下水道料			
用途項目	08_事務所費 06_資料作成費	01_調査研究費 06_資料購入費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	2月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）	2,288 円の内 1,144 円 1,144 円				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 2月請求分			
	合計	1,144				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

④		様 様																													
29年度富山市水道料金収書 納入通知書兼書																															
お名さま番号 []																															
使用者	奥野 誠子	奥野 誠子																													
納入者	奥野 誠子	奥野 誠子																													
発行日	平成30年3月15日	3月15日																													
納期限	平成30年3月15日	15日																													
給水装置場所 富山市大町(大町2区) 282																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用期間 平成29.12.5~平成30.2.1</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>20mm</th> </tr> <tr> <th colspan="2">上水道 使用水量 用途 家事用 1m³</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下水道 使用水量 用途 1m³</th> </tr> <tr> <th>し尿くみ取り日・量</th> <th>月 月 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成30年2月請求分</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>928円</td> </tr> <tr> <td>内漏賃料</td> <td>() 6.8円</td> </tr> <tr> <td>下水道 使用料</td> <td>() 360円</td> </tr> <tr> <td>内漏賃料</td> <td>() 100円</td> </tr> <tr> <td>し尿くみ取り手数料</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>内漏賃料</td> <td>() 0円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>2,288円</td> </tr> <tr> <td>内漏賃料</td> <td>() 1.68円</td> </tr> </tbody> </table>				使用期間 平成29.12.5~平成30.2.1		口径	20mm	上水道 使用水量 用途 家事用 1m ³		下水道 使用水量 用途 1m ³		し尿くみ取り日・量	月 月 月	平成30年2月請求分		水道料金	928円	内漏賃料	() 6.8円	下水道 使用料	() 360円	内漏賃料	() 100円	し尿くみ取り手数料	0円	内漏賃料	() 0円	合計金額	2,288円	内漏賃料	() 1.68円
使用期間 平成29.12.5~平成30.2.1																															
口径	20mm																														
上水道 使用水量 用途 家事用 1m ³																															
下水道 使用水量 用途 1m ³																															
し尿くみ取り日・量	月 月 月																														
平成30年2月請求分																															
水道料金	928円																														
内漏賃料	() 6.8円																														
下水道 使用料	() 360円																														
内漏賃料	() 100円																														
し尿くみ取り手数料	0円																														
内漏賃料	() 0円																														
合計金額	2,288円																														
内漏賃料	() 1.68円																														
<p>お問合せ窓口は裏面に記載しております。 *領収印の押印がついて *努力が生じます。</p>																															
<p>18.3.4</p>																															
<p>富山市上下水道局 出納・吸溜取扱金融機関 及びコンビニでは領入印紙不要 印鑑番号 00720-5-9606090 加入器名 富山市上下水道事業管理者 (お名さま桂)</p>																															

收受 平成 30 年 5 月 28 日
決裁 平成 30 年 4 月 2 日
処理 平成 30 年 4 月 3 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月28日

報告者* 奥野詠子

整理番号	3053	事業概要	電話代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内 容	固定電話 3月請求分 議員事務所 詠桜会（後援会）	8,532 円の内 4,266 円/月 4,266 円/月	
経費の内訳	金額(円)	高額者	低額者
事務所費 電話代	4,266	8,532 円の1/2 3月請求分	
合計	4,266		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微
ATMまたおうち銀行・郵便局
お支払い方法
ご請求先氏名
西日本ご利用分
ご請求先氏名
奥野 詠子 様
お客様番号
2018年 3月ご請求分
金額(円)
¥8,532-
受取人
NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料)
0800-3335550
領 収 書 貼 付 印
18.3.26
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成 30 年 3 月 28 日
 決裁 平成 30 年 4 月 2 日
 処理 平成 30 年 4 月 3 日

18.3.26

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成 30 年 4 月 30 日

報告者*

奥野詠子

整理番号	3062	事業概要	電気代			
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	3月分 議員事務所 詠桜会（後援会）	4,983 円の内 2,491 円/月 2,492 円/月				
経費の内容	金額(円)	備考				
事務所費 電気代	2,491	4,983 円の1/2、3月分				
合計	2,491					

《領収書貼付》

電気料金振込依頼書兼領収書

占付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	30 3	金額	4 9 8 3
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	様	消費税等相当額(再掲) 円 369
お支払期日	4月19日		精算額(再掲) 円
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
ご使用場所 富山市 大町2区2-8-2 吉田ビル1F			

お客様番号

計算区 17

契 約	金 額	消 費 税 等 相 当 額
(円)	(円)	(円)
211	4983	369
合計	4983	369

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

○ 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○ 本票により集金人が集金することはありません。

○ 裏面をご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

□ 一領ノ取扱印附 印
掛尾北店5万円(消費税等相当額
を除く)以上印紙貼付

(お客様控)2485

受取 平成 30 年 4 月 2 日
 決裁 平成 30 年 4 月 2 日
 処理 平成 30 年 4 月 3 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告日* 平成30年3月30日

報告者* 奥野詠子

整理番号	5063	事業概要*	人件費	
用途項目*	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	3月分			
上記事業に要じた経費	経費の内容	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 3月分	
	(合計) * 75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成30年4月2日
 決裁 平成30年4月2日
 処理 平成30年4月3日

2017年度 金債合帳

勤務実績表

平成30年3月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水		
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月	9:00 ~ 16:00	6	27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6	29	木	9:00 ~ 16:00	6
15	木	9:00 ~ 16:00	6	30	金	9:00 ~ 16:00	6
				31	土		
小計			66	小計			60
				合計			126

賃金月額 150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子 政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子 その他費用50%	75,000円

報告者* 奥野詠子

整理番号	3192	事業概要*	新聞購読				
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容	北日本新聞 2~3月分 富山新聞 2~3月分						
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考				
	北日本新聞	6,144	3072×2 ✓				
	富山新聞	6,144	3072×2				
	《合 計》*	12,288					

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2018年2月分 領 収 証 発証No.00000905-201802-1
奥野 詠子 様

誌 柄	部数	金 額	合計金額
北日本新聞朝刊	1	3,072	¥3,072 (消費税込み)

この領収証は、半額割引にてお買上げ下さい。お会計時も、お支払い時も、必ず領収証をお持ちください。

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読有難うございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領 収

北日本新聞

076-425-4061



收受 平成30年4月10日
 決裁 平成30年4月13日
 处理 平成30年4月13日

2018年3月分 領 収 証 発行No.00000905-201803-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞朝刊	1	3,072	¥3,072 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。
クレジットカード決済可能です。

毎度ご購読有難うございます

お記入金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞

076-425-4061



領收証 18年 03月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



「富山新聞 お友達紹介キャンペーン」実施中。
新規購読者紹介でギフト券5千円分ゲット!

領收証 18年 02月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588
TEL 076-493-1160
FAX 076-493-1140

集金担当



1月から紙面を刷新し地域に密着した多彩な連載をスタートさせ地元の話題を充実させます。